

平成19年第1回定例会（7月）

# 愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

## 議事日程

平成19年7月9日（月曜日）午後2時開議 メルパルク名古屋2階羽衣

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙について
- 第3 副議長の選挙について
- 第4 発議第1号 愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
- 第5 議席の指定
- 第6 会議録署名議員の指名
- 第7 会期の決定
- 第8 発議第2号 愛知県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について
- 第9 発議第3号 広域連合長の専決処分事項の指定について
- 第10 同意第1号 副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて
- 第11 同意第2号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第12 同意第3号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第13 承認第1号 愛知県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか25件の条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第14 承認第2号 指定金融機関の指定の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第15 承認第3号 愛知県後期高齢者医療広域連合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の管理及び執行を愛知県に委託することについての専決処分に関し承認を求めることについて
- 第16 承認第4号 平成18年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第17 承認第5号 平成19年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第18 議案第1号 愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 第19 議案第2号 愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第20 議案第3号 愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第21 議案第4号 平成19年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第22 議案第5号 愛知県後期高齢者医療広域連合と名古屋市との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の制定について
- 第23 議案第6号 愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について
- 第24 選挙管理委員及び補充員の選挙について

## 追加議事日程

### 第25 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員(34名)

1番	友松孝雄	2番	ビアンキ アンソニー
3番	稲山善彦	4番	青山克己
5番	松井哲朗	6番	日比三郎
7番	島倉誠	8番	安井明
9番	長尾日出男	10番	林立規
11番	榊原久美子	12番	近藤守彦
13番	石橋弘紹	14番	杉浦和彦
15番	寺田吉成	16番	木全昭子
17番	澤豊	18番	山田慶勝
19番	加藤昭孝	20番	加藤芳文
21番	兵藤祐治	22番	鈴川智彦
23番	小林康宏	24番	夏目忠男
25番	荒木貞夫	26番	鎌倉安男
27番	梅村麻美子	28番	桜井治幸
29番	小島七郎	30番	横井利明
31番	わしの恵子	32番	三輪芳裕
33番	ふじた和秀	34番	うえぞのふさえ

---

#### 欠席議員

なし

---

#### 説明のため出席した者

広域連合長	松原武久
副広域連合長	増岡錦也
事務局長	有海正幸
事務局次長	船戸淳
会計管理者	伊與田逸郎
総務課長	鈴木茂彦
事業課長	池野肇

---

#### 職務のため出席した者

書記	堀尾政美
----	------

---

午後 2 時 0 0 分 開会

○事務局長（有海正幸） 事務局長の有海でございます。本日は、広域連合発足後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

出席議員中、澤豊議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

それでは、澤豊議員、議長席の方へ、ご着席をお願いいたします。

（臨時議長 澤豊議員 議長席）

○臨時議長（澤豊） 皆様、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました澤豊でございます。地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくをお願いいたします。

失礼でございますが、着席して進行をさせていただきます。

ただいまから平成 19 年第 1 回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりとなっております。

日程第 1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、日程第 2、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

本広域連合議会議長に、夏目忠男議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、臨時議長が指名しました、夏目忠男議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、夏目忠男議員が、議長に当選されました。

夏目忠男議員が、議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました夏目忠男議長のごあいさつをお願いいたします。（拍手）

（夏目忠男議長 演壇であいさつ）

○議長（夏目忠男） みなさんこんにちは。ただいま、ご推挙いただきました夏目でございます。もとより微力でございますが、皆様方のご協力を得まして、この広域連合議会が住民の負託にこたえますように、皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。よろしくお祈りを申し上げます。（拍手）

○臨時議長（澤豊） ありがとうございます。

以上で、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。（拍手）

（臨時議長 澤豊 議長席退席）

（議長 夏目忠男 議長席へ移動）

○議長（夏目忠男） それでは、会議を続けます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布してありますとおりであります。よろしくお祈りいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めますので、ご報告を申し上げます。

日程第3、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、指名をいたします。

本広域連合議会の副議長に、小島七郎議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま、指名いたしました、小島七郎議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、小島七郎議員が、副議長に当選をされました。

小島副議員が、議場におられますので、当選を告知をいたします。

ここで、当選されました小島七郎副議長から、ごあいさつをお願いを申し上げます。

小島議員。（拍手）

(小島七郎副議長 演壇であいさつ)

○副議長(小島七郎) このたびは、皆様方のご推薦を得まして、副議長の要職につきました小島七郎でございます。

もとより微力ですが、夏目議長の補佐役として、議会が円滑に運営されますよう、当広域連合の発展に寄与してまいります。

今後とも、皆様方のご指導、ご協力を切にお願い申し上げまして、就任のあいさついたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(夏目忠男) ありがとうございました。

引き続きまして、日程第4、発議第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。22番、鈴木智彦議員。

(鈴木智彦議員 演壇で説明)

○22番(鈴木智彦) 発議第1号の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。

地方自治法第120条の規定に基づき、本議会における会議の運営に関する手続き及び議会内部の規律等、基本的な事項を定めた愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について提案するものであります。以上です。

○議長(夏目忠男) 発議第1号については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

○27番(梅村麻美子) 議長、梅村。

○議長(夏目忠男) 梅村議員。

○27番(梅村麻美子) 採決の前に、少しお伺いしたいことがございます。10ページ、発言内容の制限という項目でございますが、第49条の3、「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。」という項目がございますけれども、質疑を議員がするということは、自分の意見を述べながら提案をするというのが普通でございますけれども、自己の意見を述べることができないというのが、ちょっと腑に落ちないものですから、趣旨を説明いただきたいと思っております。

○議長(夏目忠男) 鈴木総務課長。

○議会事務局(鈴木茂彦) 事務局からご説明を申し上げます。この、自己の意見を述べることができないという件につきましては、討論におきまして、賛成反対という意見を申し述べていただくのがございますけれども、この質疑の場におきましては、その討論の場におけるような、賛成反対というご意見を申し述べていただかないということでございます。賛成反対の意見につきましては、討論におきまして、ご発言をいただきたいという趣旨でございます。

○27番(梅村麻美子) 議長、梅村。

○議長(夏目忠男) 梅村議員。

○27番(梅村麻美子) 私がちょっと認識不足なのかもしれませんが、今のちょっとお話ですと、なかなか理解することが難しいんですが、討論の場では賛成討論、反対討論をしますよね、質疑の場ではこの議案に対して、自分は賛成するとか反対があるとか

いうことを言うてはいけないということでしょうか。

○議会事務局（鈴木茂彦） 議会事務局。

○議長（夏目忠男） 鈴木総務課長。

○議会事務局（鈴木茂彦） お答え申し上げます。先ほどの発言で、説明不足の点があったかと思えます。質疑の中で、議員の皆様方の賛成反対、その意向については、当然、申し述べられることと思えますけれども、その質疑の結論としまして、賛成あるいは反対という結びをしていただくものではないということでございます。ご理解いただけますでしょうか。

○27番（梅村麻美子） 梅村。

○議長（夏目忠男） 梅村議員。

○27番（梅村麻美子） 結論として言うてはいけないということでは理解いたしました。が、そうすると、この文章が舌足らずなのかなというような気がいたします。そこまでは、この文章だけでは理解することができませんので、この文章を素直に読みましたら、質疑に当たって自己の意見を述べることができないというのは、議会制民主主義を否定するような文言でございますので、この文言については、もう少しもんでいただけたらありがたいなと思えます。

○議長（夏目忠男） 議会事務局。

○議会事務局（鈴木茂彦） 議会事務局でございますが、この文につきましては、市議会議長会から示されております標準の市議会の会議規則、また、町村議会議長会から示されております標準の議会の会議規則等を参考にしまして策定をいたしましたものでございますけれども、この文言につきましては、先ほどご説明を申しあげたように、決してこの質疑の中で賛成反対に、結論としてではなくて、質疑の中でそのようなことを申されることについては禁じたものではないということでご理解をいただければと思えますが、よろしくお願いたします。

○27番（梅村麻美子） 梅村。

○議長（夏目忠男） 梅村議員。

○27番（梅村麻美子） おっしゃったことはわかるんですけれども、この文言を素直に読むと、今のように説明をしていただければわかりますが、文言を読んだだけでは、今ご説明をいただいたことが一般の方、初めてこの議員になられた方は、理解することがなかなか難しいと思えますので、文言についてももう一度考えていただければなという風に思います。よその市議会みなこういう風に、私が知らないだけかもしれませんが、名古屋市会も。

（「議事進行」の声あり）

○議長（夏目忠男） 鈴木総務課長。

○議会事務局（鈴木茂彦） 名古屋市会の状況は把握しておりませんが、ここに標準の市議会、町村議会の会議規則でございますが、まったく同じ文言になっております。

（「進行」の声あり）

○議長（夏目忠男） 梅村議員。

○27番（梅村麻美子） はい、せっかくご指名いただきましたので、進行という声も聞かれましたので、もうこれで終りにしておきますけれども、説明があつて初めて理解でき

ることであって、説明がなくとも文章を素直に読んだときに、やはり民主主義の中でどうかという風にも思いますので、決して理解できたというわけではございませんけれども、ご説明を受けた上で、そういう風に議会を運営していくことで理解させていただきます。

○議長（夏目忠男） それでは、梅村議員の発言もありましたが、議会はひとつでございますので、本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏目忠男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によりまして、お手元に配布しております議席表のとおり、議長において指定をいたします。

次に、日程第6、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名をいたします。

2番、ビアンキ アンソニー議員、及び3番、稲山善彦議員にお願いをいたします。

次に、日程第7、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定をいたしました。

議会の召集に当たり、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますのでこれを許可いたします。

○広域連合長（松原武久） 松原広域連合長。

○議長（夏目忠男） 松原広域連合長。

（広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（松原武久） 広域連合長の松原でございます。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会の定例会をお願いいたしましたところ、皆様方におかれましては大変ご多用にもかかわらず、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

皆様とともに、ここに記念すべき広域連合議会の初議会を迎えることができましたことに、大きな喜びを感じておりますが、同時に責任の重大さを痛感いたしております。

県内の全ての市町村が連携・協力して広域連合を組織し、新しい後期高齢者医療の業務を行うというこの仕組みは、これからの日本の地方自治を考えていく上での試金石となるものと考えております。

また、愛知県における後期高齢者医療制度の対象者は約62万人でございます。全国4番目の規模となりますが、大規模な保険者として、その運営が全国から注目をされております。

平成20年4月の制度開始という、非常に時間的な制約が大きい中ではございますが、

愛知県内の75歳以上の高齢者が安心して制度をご利用いただけますよう、準備業務に全力を尽くして参る所存でございますので、皆様方におかれましては、ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

今回の定例会におきましては、広域連合の設立に伴い必要となります多数の議案のご審議をお願い申し上げますが、何とぞよろしくご審議をいただき、適切なご議決またはご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単でございますが、私のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(夏目忠男) 次に、日程第8、発議第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。22番、鈴木智彦議員。

(鈴木智彦議員 演壇で説明)

○22番(鈴木智彦) 発議第2号の提案理由を説明申し上げます。19ページをご覧ください。

地方自治法第138条第2項の規定に基づき、当広域連合議会の庶務的事務の処理等のため、議会事務局を設置しようとするもので、条例の制定について提案するものであります。以上です。

○議長(夏目忠男) 発議第2号については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、発議第3号「広域連合長の専決処分事項の指定について」を議題とします。提案理由の説明をお願いいたします。22番、鈴木智彦議員。

(鈴木智彦議員 演壇で説明)

○22番(鈴木智彦) 発議第3号の提案理由を申し上げます。23ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限の属する事項のうちで軽易な事項について、広域連合長において専決処分することができる事項を指定しようとするものでございます。説明は以上です。

○議長(夏目忠男) 発議第3号については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、同意第1号「副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

本件については、提案理由の説明を求めます。

松原広域連合長。

○広域連合長（松原武久）　ただいま上程されました同意第1号「副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて」、提案理由のご説明を申し上げます。27ページをご覧くださいと思います。

愛知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長につきましては、愛知県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項におきまして、副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、構成市町村の長のうちからこれを選任することとされております。この規定に基づきまして、副広域連合長に増岡錦也瀬戸市長を選任いたしたいと存じますので、議会の同意を求める次第でございます。何とぞご賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（夏目忠男）　提案理由の説明が終わりました。

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午後2時24分　休憩）

（副広域連合長入場、着席）

（午後2時26分　再開）

○議長（夏目忠男）　休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

先ほど選任されました、副広域連合長の出席を求めています。

副広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますのでこれを許可いたします。

副広域連合長。

（副広域連合長　演壇であいさつ）

○副広域連合長（増岡錦也）　一言ごあいさつを申し上げます。ただいま、副広域連合長の選任につきまして、ご同意を賜りました、瀬戸市長の増岡でございます。

これからは、その任の重さを自覚いたし、広域連合長を補佐し、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいりたい所存でございます。

どうか、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げまして、就任のごあいさつといたします。よろしくごお願い申し上げます。（拍手）

○議長（夏目忠男）　次に、日程第11、同意第2号「監査委員の選任に関し同意を求め

ることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

松原広域連合長。

○広域連合長（松原武久） ただいま上程されました同意第2号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」、提案理由のご説明を申し上げます。29ページをご覧ください。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条第1項におきまして2人と定められており、同条第2項におきまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。

この規定に基づきまして、識見を有する者といたしまして、余語博士氏を選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

余語博士氏は、元名古屋市緑区長で、現在は、愛知県国民健康保険団体連合会の監事を務めておられまして、人格高潔にして行政経験豊富で、すぐれた識見を有する方でありませ

す。監査委員の適任者と存じますので、選任について議会のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（夏目忠男） 提案理由の説明が終わりました。

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決定をいたしました。

次に、日程第12、同意第3号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によりまして、1番、友松孝雄議員の退席を求めます。

（友松孝雄議員 退席）

本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（松原武久） 松原広域連合長。

○議長（夏目忠男） 松原広域連合長。

○広域連合長（松原武久） ただいま上程されました同意第3号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」、提案理由のご説明を申し上げます。31ページをご覧ください。

同意第2号議案と同様に、広域連合の監査委員につきましては、広域連合議会議員のうちから選任するものとして、友松孝雄氏を監査委員に選任いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

友松孝雄氏は、人格高潔で豊富な議員経験をお持ちの方であり、監査委員の適任者と存

じます。選任について、議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（夏目忠男） 提案理由の説明が終わりました。

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決定をいたしました。

（友松孝雄議員 入場）

ただいま選任同意を得ました監査委員の友松孝雄議員からごあいさつがございます。

1 番、友松孝雄議員。

（友松孝雄議員 演壇であいさつ）

○1 番（友松孝雄） 貴重な時間をいただきまして恐縮に存じますが、一言ごあいさつを申し上げます。ただ今、議員の皆様のご推薦、そしてご賛同を賜り、監査委員に選任をいただきました友松孝雄でございます。

地方自治における監査の必要性、重要性を深く認識し、微力ではございますが、誠実にかつ公正な立場から監査委員の職務を全うしてまいり所存でございます。皆様方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げまして、監査委員の就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。（拍手）

○議長（夏目忠男） 次に、日程第13、承認第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例ほか25件の条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（有海正幸） ただいま上程されました承認第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例ほか25件の条例の専決処分に関し承認を求めることについて」、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、去る3月20日の広域連合設立以降、当面必要不可欠なものでありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、広域連合長において専決処分をさせていただいた条例等でございます。同条第3項の規定によりまして、議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

承認を求める専決処分の内容といたしましては、愛知県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例ほか25件であります。順次、ご説明させていただきます。

おそれいりますが、赤色のインデックス、資料と書いてございますが、この中の3ページの議案書、括弧、専決の報告及び承認、括弧、趣旨説明書をご覧いただきたいと存じます。

まず、愛知県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例でございますが、広域連合の休日について必要な事項を定めるものでございまして、各市町村と同様に、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、それから12月29日から1月3日までの日を休日として、執務は原則として行わないことを定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合公告式条例でございますが、地方自治法第16条の規定に基づきまして、条例等の公布に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例でございますが、地方自治法第102条第2項の規定に基づきまして、愛知県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を、毎年2回と定めるものでございます。

また、別途、規則において、定例会の招集時期を毎年2月と8月と定めております。今回の議会につきましても、8月を繰り上げて開催させていただいております。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員条例でございますが、地方自治法第202条の規定に基づきまして、監査委員に関し必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、恐れ入ります4ページをご覧くださいと思います。愛知県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例でございますが、地方自治法第158条第1項の規定に基づきまして、広域連合に事務局を置くものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例でございますが、行政手続法第46条の規定に基づきまして、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例でございますが、広域連合の保有する行政文書の公開を請求する住民の権利を明らかにし、行政文書の公開に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例でございますが、広域連合の保有する個人情報の適正な取り扱いに関し、個人情報の本人開示、訂正及び利用停止の請求並びに不服申立ての手続など、必要な事項を定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例でございますが、愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議を行うための審査会に関し、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。愛知県後期高齢者医療広域連合職員定数条例でございますが、広域連合の職員の定数に関し、必要な事項を定めるものでございまして、事務局職員定数を25人と定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例でございますが、職員の分限に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例でございますが、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例でございますが、職員

の再任用に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例でございますが、地方公務員法第29条第4項の規定に基づきまして、職員の懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例でございますが、地方公務員法第31条の「職員は条例の定めるところにより服務の宣誓をしなければならない」との規定に基づきまして、職員の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思っております。愛知県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例でございますが、地方公務員法第35条の規定に基づきまして、職員の職務に専念する義務の特例について、必要な事項を定めるものでございまして、職務の専念義務の免除について定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございますが、地方公務員法第24条第6項の規定に基づきまして、職員の勤務時間及び休暇等について必要な事項を定めるものでございまして、職員の勤務時間につきましては、休憩時間を除き、1週間について40時間と定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づきまして、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと思っております。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございますが、地方公務員災害補償法第69条第1項の規定に基づきまして、広域連合議会議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する必要な事項を定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例でございますが、地方自治法第207条の規定に基づきまして、広域連合の機関の要求に応じ出頭し、又は参加した者に支給する実費弁償について、必要な事項を定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例でございますが、地方公務員法第24条第6項の規定に基づきまして、一般職に属する職員の給与について、必要な事項を定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例でございますが、公務のために旅行する職員その他の者に支給する旅費について必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思っております。愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例でございますが、地方自治法第96条第1項の規定に基づきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例でございますが、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づきまして、広域連合の財政に関する事項の公

表に関し、公表の期日は、毎年6月及び12月と定めるものでございます。

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例でございますが、長期継続契約を締結することができる契約に関し、長期継続契約の範囲等の必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思います。愛知県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例でございますが、地方自治法第237条第2項の規定に基づきまして、広域連合の普通財産の交換、譲与、無償貸付等、必要な事項を定めるものでございます。説明は以上でございます。

○議長（夏目忠男） これから質疑を行います。

16番、木全昭子議員と20番、加藤芳文議員から通告がありましたので、質疑を許します。

16番、木全昭子議員の質疑を許します。

○16番（木全昭子） 議長、16番、木全。

○議長（夏目忠男） 木全議員。

○16番（木全昭子） 選挙区8選挙区から選出されております木全です。承認第1号について、若干の質問を行っていきたいというように思います。まず、第一にページ39ページ、2番の公告式条例についてであります。第2条、条例の公布は、広域連合事務所前掲示板に掲示とありますが、各自治体の掲示板に最低掲示すべきと考えます。具体的には、他の方法を検討されているのか。また、今回の各条例は国の指導、つまり雛形に基づいたものなのか、愛知の広域連合の独自のものによるものなのかをお聞かせください。

次に、41ページ3番、広域連合定例議会条例について、年2回というようになっていますが、関連して伺います。今後、保険料や医療給付等の議論に当たって、住民の声や各自治体の様々な資料などに基づいた議論なども必要になってくると考えます。臨時議会の開催も考えられると思いますが、臨時議会の開催についての考え方はどうかお聞かせください。

次に、ページ43、4番、広域連合監査委員条例について、第7条、公表について、監査委員の行う公表は、公告式条例に基づいて掲示板に掲示するとありますが、決算報告も合わせて、各自治体の議会に報告をすべきであります。見解をお聞かせください。また、住民から監査報告の開示を求められた場合、具体的どのように行われるのか合わせてお聞かせください。

次に、ページ47、6番、広域連合行政手続条例について、一点、第1章第1条の目的にあるように、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とするというように書いてあります。これについて伺います。具体的なものとしてどのようなものが考えられるのでしょうか。後期高齢者医療保険制度における住民の権利の最大の関心ごとは、保険料や医療給付に対する、高すぎて払えない、また、必要とする医療が受けられないなどの不服審査だと思います。関連して伺っておきたいと思いますが、住民の権利を守る方法について、どのような手続があり、どこに不服を訴えることができ、また、どこで審査をするのでしょうか、お聞かせください。

2点目、ページ51、10条の公聴会の開催等について伺います。申請に対する処分に

当たって、必要に応じ公聴会の開催、その他の適当な方法によって意見を聞く機会を設けるよう努めなければならないとありますが、丸1、公聴会の開催は、具体的にどのような場合が想定されるのか、丸2、公聴会について申請者の多くが高齢者ということからも、申請者のより近いところで開催すべきと考えますが見解を、丸3、その他適当な方法とありますが、具体的に適当な方法とは、どのように考えているのかお聞かせください。

3点、ページ54、18条の文書等の閲覧について、必要とする資料の閲覧を住民の住んでいる自治体でできるようにすべきですので、どこで閲覧ができるのかをお聞かせください。

8番、ページ71、個人情報保護条例について、第1条の目的にあります、もって広域連合行政の適正な運営を図りつつ、とありますが、この記述は広域連合の都合で、個人情報保護を左右するものとなる恐れがあるようにも読み取ることができます。削除すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、職員定数条例、ページ95、1点、現在の職員体制は25名ということですが、将来について職員体制をどう考えているのか、また、現在の職員は、どれくらいの派遣年数を考えているのか。

2点目、各自治体からの派遣職員以外にも、プロパーを雇用したときの条例が、この後提案される条例にいくつか見受けられますが、働く人の問題ですから、ここで関連として伺っておきます。プロパー職員にかかわる条例について名称をお聞かせください。また、将来について、広域連合に民間の専門的な職種の人を雇用する必要性があるとすれば、職種として、何を考えているのか、お聞かせください。

3点目、ページ121、公務災害等に関する条例の5条、認定委員会について、広域連合に委員会を置くとありますが、職員体制の関連で伺います。連合にかかわる人の公務災害等を認定するに当たって、連合内に認定委員会を持つのはおかしくないでしょうか。第3者による委員会を置くべきです。具体的にどういふようになるのか、お聞かせください。

ページ181、財政状況の公表に関する条例について、1点、財政状況の公表は、基本的に住民が身近な自治体で開示ができるようにすべきであります。各議会に対しては、議会図書館に議事録とともに配布すべきと考えます。各議会に対してどうするのか、お聞かせください。

2点目、4条に掲示板に掲示する他に広域連合長が定めるその他の方法により行うとあります。具体的に公表をどのような方法で行うのか、お聞かせください。

3点目、2項の連合長の指定した場所における閲覧について、最低各自治体の情報コーナーで閲覧できるようにすべきですが、どこを指定するのかお聞かせください。以上です。

○議長（夏目忠男） 事務局長

○事務局長（有海正幸） まず、公告式条例の掲示板についてでございますが、各市町村の掲示場につきましては、それぞれの条例において掲示すべき内容が規定されているものでございまして、当広域連合からの依頼により掲示を行うというものではないと考えております。

議会定例会条例についてでございますが、臨時議会につきましては、本年度は11月頃

に保険料率等を、今後おはかりするような臨時会を予定しているところでございます。

監査委員条例についてでございますが、各市町村へは文書による通知とですね、あとはホームページでの公表を考えているところでございます。住民の開示につきましても、現在、まだ、設立したところでございますが、そのような形をお願いをしていきたいと思っております。

行政手続条例でございますけれども、この条例の対象となる具体的な手続き等を申し上げますと、広域連合の高齢者医療制度につきましては、被保険者証の交付や、療養費の支給申請と決定などがあると思います。保険料や給付の内容に、何か不服等があるということでは、私どもとしては、というか、愛知県に設置される後期高齢者医療審査会、ここに対しまして審査請求をすることが出来るということで法律の中で定まっているところでございます。

公聴会の関係でございますが、私どもの、本広域連合においては、該当する手続きはないと考えております。閲覧に際しまして住民への配慮でございますが、これについては必要に応じて、今後配慮していきたいという風に考えているところでございます。

個人情報保護条例でございますが、この本条例の主たる目的でございますけれども個人の権利利益の保護であることは当然でございますが、行政の運営を優先するというような意図は全くないものでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

それから、職員定数条例の関係でございますけれども、派遣年数でございますが、現在のところ2、3年というようなことで示ささせていただいております。それから、将来の職員数につきましては、今後算定していかなければ、わからないところでございます。今後、算定をしまいる予定でございます。

それから、プロパーや専門職種の方の雇用というようなことですが、これも今後の検討課題かと存じます。

それから、財政状況の公表に関する条例でございますけれども、広域連合長が定めるその他の方法というようなことと、現在もホームページで公表しているという風に考えているところでございます。広域連合長が指定した場所ということですが、広域連合事務局として、市町村窓口で閲覧できるというようなご要望があればそのようにして参りたいと考えているところでございます。

○議長（夏目忠男） 木全議員。

○16番（木全昭子） はい。ヒアリングを2度やったんですけれども、なかなか私が質問した部分について、答えていただいている部分もあるかという風に思います。まずはですね、公告式条例についてでありますけれども、今の答弁だとそれぞれの掲示がされている自治体については、今回の問題については、広域連合としては、各自治体に対して依頼をしないというように答弁の中では、私は聞いたんですけれども、もう一度確認をさしてください。やはり、私たちは、それぞれの議会から選出をされておりますので、やはり最低各自治体に、それらのものについては、返していただきたいなという風に思います。それから、公告式条例のところの質問の中でですね、相対的に、総括的に聞かさせていただいたんですけれども、今回出されているたくさんの条例等については、国の一定の雛形に基づいてされているものなのか、愛知のこの広域連合で独自性のものがあるのかどうか

ついても、お聞かせをいただきたいという風に思います。

それから、定例議会条例の提案についてであります。今答弁の中では11月に保険料を決定をする、それについての議会を持ちたいということなんですが、私が質問したのは、定例議会2回やるのはわかっているけれども、あわせて臨時議会というのは必要性があるのではないかということ、質問させていただいたものですから、その臨時議会についての考え方についてお聞かせをいただきたいという風に思います。

それからですね、広域連合監査委員会条例、これは他の条例についても同じことが言えるわけなんですけれども、私たちは議会の中でですね、各自治体の議会の中で、それぞれいろんな角度から質問をしてきたというふうに思うんですね。この問題については、その時にですね、それぞれの議会の中ではですね、市民に対して、そして議会にですね、きちんと広域連合の中身については、報告をするということ、答弁の中にあるんですけども、今、答弁をしていただいたことと言いますと、各自治体には文書による通知だということに言われているので、その文書というのは、具体的には、どういう中身になるんでしょうか。たとえばですね、今日、今、議会を開いている訳ですが、こういう一字一句の議会録も会議録も含めてですね、各議会に私たちは出されるというように、私の議会の中で質問に対して答弁をいただいたときには、理解をしたんですけども、それについてお聞かせをいただきたいというように思います。

それからですね、広域連合行政手続条例の中で、3点質問させていただきました。その中で、該当するものがないということでありました。ここがやはり法として整備をしておかなければならないからということだというように思うんですが、この中の答弁の中で、文章等の閲覧については、各自治体でできるように、必要に応じて配慮していきたいということをおっしゃっていますので、具体的に、どういう形で配慮していただくのかを、お聞かせいただきたいというように思います。

それから、職員の定数条例の問題ですが、この中で将来については、わからない、今後に判定をしていかなければならないということなんですけれども、現在の25名というのが、来年度でいえば4月1日から、実際、実施をされるわけでありますので、25名では、明らかにもう足りないというように私は職員の体制が不足しているというように思うんですが、その点について、今のもう後わずかしかない訳ですね。そういう点で言うと、今現在わからない、試算をして職員をお願いをするというのではなくって、具体的にもう少し、明確なものがあるのではないかというように思いますので、その点を聞かせていただきたいということと、それから25名の方たちが、それぞれの自治体等で派遣職員として、仕事をされておるんですけども、この待遇の問題について、ヒアリングの中でお聞きをしますと、それぞれの25名は、それぞれの自分の出身の自治体の職員の待遇でやるということなんですけれども、この待遇の問題について、どの段階で、行政とそれから連合との話し合いが実施できたんでしょうか。それからですね、プロパー職員についても、私がここではっきりしておきたいのは、その連合で今のような派遣の職員だけで対応できる中身なのかどうか。専門性の必要性のあるものがあるのかどうかについても、今現在わからないということなのか、いくつかあるけどもどれにするかということなのか、その点についてもお聞かせをください。

それからですね、公務災害の問題については、第三者機関でやるべきではないかという質問に対しては、ご答弁がありませんでしたので、ご答弁いただきたいというように思います。

それから、財政状況の公開に関する条例についてなんですが、これについても、先ほどと同趣旨の私の質問にもなるわけですが、各議会に対して、きちんとした議事録等を提出すべきであります。先ほどの答弁だと、この財政状況についてもホームページで出していくという答弁でしたので、この点についてもう一度、具体的なもので出すべきだというように思いますので、お願いをしたいというように思います。

それから、先ほどありました、各自治体への情報コーナー等への情報を出していただくという部分については、閲覧を工夫していきたいということでもありますので、その点については、十分に配慮していただきたいというように思います。

○議長（夏目忠男） 事務局長

○事務局長（有海正幸） 公告の場所、事務所前掲示でございますが、これは先ほど、ここですよということございまして、ございます。

臨時議会につきましての考えですが、これは必要に応じて開くというものでございます。

それから、先ほど監査委員条例の関係で、詳細は文書で出すという関係でございますが、会議録につきましては、送ってまいります。

行政手続条例の閲覧につきまして、住民への配慮でございますが、必要に応じた配慮をする具体的ということでございますが、今後いろいろ検討をさせていただきたいという風に思います。

職員25名では足りない、ということが明確ではないかということでございますが、これにつきましては、広域連合の業務の仕方と申しますか、現在のところ委託をできるものは委託と、というような形で検討をさせていただいております。その中で、まだ、いろんなシステムとか状況が、国からの細かい情報も、はっきりした細部までのはっきりした情報もないところでございますので、現在、そういうものを踏まえながら決めていかざるを得ないという風に考えております。

それから、待遇

○議長（夏目忠男） 事務局長、細かいところは、もう少し総務課長からさせます。

○総務課長（鈴木茂彦） 失礼いたします。まず、条例第2号、公告式条例についてでございますけれども、各自治体の掲示板への掲示を依頼をしないということではございませんで、各自治体の掲示板への掲示につきましては、それぞれの自治体で、条例において定められておるところでございますので、お願いはいたしましても各自治体の掲示については、判断になろうという風に考えております。

それから、公告式条例につきましては、特に愛知県の独自の内容というものではございません。他の市町村、県等の公告式条例を参考にさせていただいて、作成をしたものでございます。

次に、監査委員条例でございますけれども、これは、まだ監査実施をいたしておりませんけれども、監査の結果につきましては、ホームページの掲載、それから各市町村に対しましては、監査結果を文書でお送りを申し上げるという予定をいたしてしております。各議会

に対しましては、各市町村の理事者側から、ご説明ということで、お願いをしたいという風に考えております。

次に、条例のほうの、行政手続条例でございますけれども、必要に応じて、閲覧につき住民への配慮をすると、具体的に必要に応じてはどのようなことかというお尋ねでございますけれども、たとえば、遠方にお住まいの方が、閲覧を希望された場合に、名古屋まで来て見てくれということではございませんで、必要に応じて、そちらの遠方のご都合のよろしいところで、ご覧をいただくように配慮をさせていただくということでございます。それから、公聴会を開催をするようなケースにつきましては、現在の広域連合においては、想定をされるケースはございませんというものでございます。

次に、職員定数条例でございますけれども、派遣職員の待遇はどのようにして決まったかということでございますが、私も広域連合の設立準備をします準備委員会と、それから各63の市町村が、この職員の待遇につきまして、どのようにしたらいいかということ、会を重ねて検討した結果、現在のように職員の派遣元の待遇で行うということで、決められたものでございます。それから、将来的な人数をどのようにするかというお話でございますけれども、これは現在の25人を増やさなければいけないことは、当然でございますけれども、どれだけの人数が必要なのかにつきましては、たとえば、業務を外部に委託をするのか、中で実施をするのか、そういったことも精査をする必要がございますので、今しばらく時間をいただきたいというものでございます。それから、民間の専門家の雇用につきましても、同様に、その専門家のご意見をいただかなければいけない業務というのはたくさんあるかと思っておりますけれども、その業務を中で実施をするのか、あるいは外部にお願いをするのか、そういったことによって職員の雇用の必要性が変わってまいるという風に考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（夏目忠男） 木全議員。

○16番（木全昭子） はい。大方理解することができました。1、2要求も含めて、要望も含めてなんですけれども、この条例他26件あるわけなんですけれども、この中で、やはり一番大事なことは、各議会そしてその関係の住民のみなさんに、この広域連合で何がどう決まったかということ、きちんとお知らせをする手立てを、きちんとしていただきたいということ。その答弁の中にありませんでしたけれども、私は、きちんと会議録を作るべきだと思うんです。この文章というのは、どれぐらいの文章かわかりませんが、一字一句きちんとした、議会録を、会議録を作ってくださいようお願いをしておきたいというように思います。それからですね、文章の閲覧等についてですね、今後は具体的に配慮をしていきたいと、特に遠方の方には、名古屋まで来ていただくうんぬんということだと思いますと、63の自治体は62までは名古屋以外ですので、ぜひそれぞれ自治体で閲覧ができるようお願いをしておきます。

それからですね、職員の問題なんですけれども、先ほどの答弁と、事務局長の答弁とちょっと若干ニュアンスが違いますが、ここで確認をしておきますが、今後、委託も検討しているということなんです、この広域連合の事業の中で、どういう形で委託をするのか、今検討されている中身でもいいもんですから、お聞かせをいただきたいということ。財務状況の公表に関する条例についても、もう一度言わしていただきますが、きちんとした財

務状況、決算報告等がきちんと議会に提出していただきますようお願いをしておきます。以上です。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） ただいまのお尋ね、意見でございますが、委託の内容はどのようなものかということでございますけれども、広域連合の準備事務のうち、委託をすべきものと、そうでないものをどのように振り分けるかというのを、現在、それからこれから検討をいたすというものでございます。まだ、具体的な内容については、確定をいたしておりません。

○議長（夏目忠男） 次に20番、加藤芳文議員の質疑を許します。加藤議員。

○20番（加藤芳文） それでは、承認第1号について、何点か質問させていただきます。まず、第1はですね、専決処分のあまりの多さです。私も三好町で町会議員を14年やっておりますけれども、これだけのたくさんですね、数えると30個の条例が専決処分されている訳ですけど、なおかつ26個の条例がですね一括承認という、私から言うとずいぶん乱暴なやり方で、議会を通そうとしているのだなという風に思うわけです。条例制定等ですね、本来議会に上程し審議した後に、議会の議決を得るべきことなんですね。地方公共団体の長が、議会に代わり専決処分をすることは、極力、最小限にすべきで、本来、法律の規定による専決処分はですね、軽易な事項に係る議会の委任による専決処分に限られている訳です。まずですね、条例として、1番から26番までありますので、これらの条例がすでに公布されているのかどうか。各条例についての公布日がいつであったのかお伺いします。特にですね、今日現在公布されていない条例があったとするならば、そのような条例はですね、専決処分する必要はなかったのではないかと私は考えるのです。

それとですね、厚生労働省は広域連合設立時における、こういった条例を設立時に作っておいたほうがよいよってという条例の一覧表というものを出している訳です。そこからはですね、総規だったり、議会、選挙、監査、組織、庶務、情報公開あるいは人事、給与こういう風にあるわけですけど、この1から26のうちですね、23、24、25、26はこれに該当していない訳です。23ていうのは、愛知県後期高齢者医療広域連合の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、24号は愛知県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例、25号は愛知県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例、第26号は愛知県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例のこの4つです。実際にですね、この4つの条例が、広域連合設立以来にですね、今日の議会開催までの間に、使われたことがあるのか。そういった該当行為を広域連合が行ったのかどうか。行っていないとすればですね、何も専決処分する必要はない訳です。

それと、個別の話に入りますけれども、広域連合の職員定数が25人と決めておりますけれども、この25人は現在、プロパーの職員は一人もいない訳です。全員が市町村からの派遣となっております。職員の給料についてもですね、予算書を見てもわかるようにですね、派遣元の各自治体が支払っていて、広域連合が負担金として各派遣元に支払っている訳です。そうするとですね、この職員の雇用形態ということに関して、ここに書いてある条例の人事あるいは服務に関する条例がどの程度、現在、プロパーでない職員に適用され

るのかということ。条例の番号でいえば、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、ちょっと私落としましたけれど21番、22番がそれに該当するかと思うんですけど、これら条例の適用状況はどうなっているか。特にですね、たとえば、職員の服務ですが、服務の条例といってもですね、任命権者は、派遣元が持っている訳ですね。任命権者が派遣元なのに、広域連合長が処分できるのか。給料も、派遣元が払っているわけですから、減給処分なんていうことが、広域連合としてできるのかどうか、そういうことをお伺いしたい。

それと、条例の番号として23ですけど、議会の議決に付すべき契約の予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負にある、この1億5,000万円という数字は、何を元に決めた価格なのか。その根拠を示してください。また、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分の予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い、とあるわけですけど、この2,000万円についてはどういう根拠に基づくものなのか。そしてですね、本議会提出の電算システム開発費は、7億9,295万円という多額なものなのですけれど、この開発が委託費だということで、この議会の議決すべき契約に入っていないわけですね。しかし、よくよく考えてみるとですね、たとえばプログラムソフトなんていうのは動産ではないか。また、こういったシステムを購入する、当然電算機も、広域連合として購入すると思うんですけど、購入価格は、当然普通考えて2,000万円越していると思うんですけど、そういった機材に関してもですね、本来議会に付託すべきではないか、委託費だという理由で、議会に付託しないということは、片手落ちではないか、こう思うわけです。以上です。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） お答え申し上げます。承認第1号について、まず、お尋ねの番号1から26の条例の公布日でございますが、すべて、3月20日に公布済みでございます。

次に、番号23、24、25、26の条例について、厚生労働省の示した一覧表に記載をされていないということでございますが、これらのうち、広域連合が該当する行為を行っていないものでございますけれども、23、26につきましては、該当行為を行ってはおられません。

それから、次に、職員関係の条例、番号11から18まで、それから21、22の条例について、適用の状況はどうかというお尋ねでございますけれども、12番13番、これは職員の定年それから定年後の再任用にかかる条例でございますけれども、この2つの条例については、適用実績はございませんが、その他の条例につきましては、適用実績あるいは、専決の時点におきまして、適用の可能性があったというものでございます。

次に、条例番号23の議会の議決に付すべき契約についてでございますけれども、この1億5,000万円、また2,000万円、この金額につきましては、地方自治法施行令第121条の2、ここに基きまして定めたものでございます。

それから、電算システム開発費について、委託契約という風に、銘うってはおっても、議決を要するのではないかというお尋ねでございますけれども、これにつきましては、総務省に照会をいたしまして、本件につきましては、議決を要しないという旨の回答をいた

だいております。以上でございます。

○議長（夏目忠男） 加藤議員。

○20番（加藤芳文） 専決の多さに対してですね、専決処分しなくてもよかったのではないかということについて、専決処分した部分に対して、どういう姿勢で臨んだのかということに対する総括的な答弁がひとつもなかったのですね。個別的な答弁でした。それとですね、23、24、25、26について、23と26については、一応行っている。しかし、24と25については、行っていない、こういう風でしたけれど、23と26に関してですね、23が愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、これを適用したと答弁したと思うんですけど、具体的に、どういうことに関して適用したか。それと、26も適用したということですね。26は、愛知県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例、適用したと言ったので、具体的にどんなことに関して適用したのか。

それとですね、プロパーでない職員に対して、条例は全て適用させると、こういう風に聞こえる答弁をした訳ですけど、さっき言ったんですね、職員の問題、あるいは処分の問題に関して、実際に任命権者でない広域連合長が、処分をすることができるのかどうか、再度、できるとしたら、何を根拠としてできるのかをお聞きいたします。またそういったことに関してですね、広域連合と各派遣した元の市町村との間に、文書の取り決めがあるのでしたら、どんな取り決めなのかをお願いします。

それと、番号23に関しては、総務省に問い合わせたところ、まあ大丈夫だよ、やらなくてもいいよというようですけども、常識的に考えてですね、総務省がそう答えるのもどうかと思うんですけど、この7億9,295万円ですけどね、このプログラムソフトは、広域連合として、購入したものなのかどうか。電算機も購入すると、私思うんですけど、そういったものの購入金額はどれくらいか。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） お答え申し上げます。まず、これら多量な条例につきまして、議会の議決を経ずに、専決をしたどのような基本姿勢だったのかというお尋ねでございますけれども、まず国で示された基本的な条例、このような条例について設立時に専決をしておく必要があるであろうという風に示された条例、それから、県内の広域連合、すでに3つございますけれども、そういった広域連合において、どのような条例が設立時に専決をされたのか、あるいは、他県において、どのような条例を準備しておるか、そのようなことを調査をした結果、私ども愛知県でも必要があるものは、これこれであろうという風に判断をしたものでございまして、決して、議会に先立って、たくさんの条例を、あえて専決をしたというようなものではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、23から26の条例につきまして、先ほど私、お答え申し上げましたのは、24、25につきましては、適用事例がございましたけれども、23それから26につきましては、適用、該当がない、いう風にお答えを申し上げたつもりでございます。

それから、プロパー職員関係の、お尋ねでございますけれども、おっしゃいますように、広域連合に派遣をされている職員について、広域連合が処分をできるかということでございますけれども、現在、職員の待遇・取り扱いにつきましては、広域連合と各市町村の間

で、それぞれ協定書を結びまして、派遣をしてもらっております。その協定書の中に、職員の懲戒処分、こういったものについては、派遣元の規定により懲戒処分を行うという形になっておりますけれども、広域連合としましては、この懲戒処分がまったくできないということではございません。協定書としましては、まず、市町村で懲戒処分をするけれども、広域連合でもまったく可能性がないわけではない、ということで専決処分を制定をさしていただいたものでございます。

それから、電算のソフトそれから機械の関係でございますけれども、これは委託契約ということで、実施をしておりますが内容としましては、ソフトウェアの開発、それから広域連合それから各市町村に設置をする広域連合の電算システムの機械の導入といったようなことが含まれております。以上でございます。

○20番（加藤芳文） 議長。

○議長（夏目忠男） 加藤議員。

○20番（加藤芳文） ちょっと私が聞き間違えて、23と26は行っておるけれど、24と25は行ってない、逆で24と25は行ったけれど、23と26は行ってないということですね。じゃあ、24と25については、まあ24はどうってことはないかもしれないけれど、25については、どんな契約をされたのかを紹介していただきたい。特にですね、23と26っていうのは、特に重要な条例だと思うんですけど、要するに広域連合の財産の交換をしたり、譲渡したりあるいは、他人に無償で貸し付けたりすることができるということで、重要な条例ですよ。それと23に関しても財産又は処分に関する条例、これも重要な条例だと思うんです。こういった重要な条例は、やはりですね議会をきちっと議会に議案を提出して議決すべきことじゃないかなと。実際、行ってないものをね、議会がはじめて開かれたのに、それまで行ってないような条例を、あえて専決処分する必要はない。それとですね、プログラムソフトと電算機の所有権は、どこにあるのかと、また、その所有権が広域連合にあるとしたら、その金額はおいくらぐらいなのかなという質問に対してお答えになっていませんので、答えてください。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） お答え申し上げます。まず、条例番号の25番、長期継続契約の条例でございますけれども、これは、コピー機でございますね。これが該当をいたしております。それから、23番、それから26番、これにつきまして、おっしゃられますとおり、こういった重要なものにつきましては、議会においておはかりをすべきということでございますけれども、設立当初、この条例に該当するような案件が、可能性がないわけではないということで、どれだけの条例が必要であるのか、必死で考えたところでございますけれども、その時点で、この条例については、必要であろうという風に判断をしたということで、ご理解を賜りたいと思います。それからプログラム、それから電算のシステムの金額についてですけども、これは事業課の方から、お答えをさしていただいても、よろしゅうございませうか。

○事業課長（池野肇） 事業課長。

○議長（夏目忠男） 事業課長。

○事業課長（池野肇） 事業課長でございます。ハードウェアの基本ソフトウェアの所有

権についてのお尋ねですが、こちらは広域連合の所有権となります。ハードウェアに費用につきましては、約1億1,000万円を予定しております。以上でございます。

機械のほうが1億1,000万円でございます。

○20番（加藤芳文） ソフトだけ聞いて、ハード聞いてなかったものですから。ソフトはいくらなんですか。ソフトの所有権も広域連合にあるわけですね。それとですね、このようにですね、ソフトに

○議長（夏目忠男） 加藤議員。質問は3回までですから、整理してきちっとやるように。

○20番（加藤芳文） 今3回目ですから、いいじゃないですか。所有権が、広域連合にあって、なおかつその金額が、1億1,000万円、当然電算機あるいは、ソフトのプログラムの権利っていうのは動産だと思うんですけど、委託契約の中に、こういった動産が入れば、議会に付きなくてもいいというのは、これもちょっと飛躍した考え方でないかなと、私は思います。それとですね、専決処分に関しては、今後ですね、医療費の保険料の設定とか、そういった重要な議案が出てきますので、そういった重要な議案に関して、専決処分はやらないと、こう確約しておいていただきたい。

○議長（夏目忠男） 通告のございました質疑は、以上ですので、これで質疑を終わります。討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

お諮りいたします。

承認第1号を承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

引き続きまして、日程第14、承認第2号「指定金融機関の指定の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（有海正幸） 承認第2号「指定金融機関の指定の専決処分に関し承認を求めることについて」、提案理由のご説明を申し上げます。

引き続きまして資料の9ページをご覧くださいと思います。インデックス赤い資料をご覧くださいと思います。

地方自治法施行令第168条第2項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関、いわゆる指定金融機関として株式会社三菱東京UFJ銀行を指定したものでございます。

株式会社三菱東京UFJ銀行につきましては、地方自治法等に基づく指定金融機関の要件を満たすほか、経営内容が健全であること、当広域連合の資金需要等に十分対応できること、県内の自治体における指定金融機関としての実績や手数料等を考慮し、選定したものであります。

説明は以上でございます。

○議長（夏目忠男） これから質疑を行います。

16番、木全昭子議員から通告がありましたので、質疑を許します。

16番、木全昭子議員、質疑を許します。

○16番(木全昭子) ページ187承認2号、指定金融機関の指定の専決処分に関し、承認を求めることについて、2点伺います。

三菱東京UFJに定められておりますが、県下63自治体の指定金融機関の状況と、UFJにされた経過について、今、若干のご説明はありましたけれども、合わせてお聞かせいただきたいと思えます。2点目としては、平成20年から実施が行われる後期高齢者医療保険制度ですが、20年よりは医療給付費も入ります。取り扱い金額が多くなりますが、どれぐらいを予想しているのか。また、先ほどの説明の中で、手数料のこともありましたので、手数料についても説明をいただきたいと思えます。以上です。

○議長(夏目忠男) 総務課長。

○総務課長(鈴木茂彦) お答えいたします。指定金融機関の制定に当たりましては、県下市町村の指定の状況、それから金融機関の格付け状況、このようなものに基づきまして選定をいたしております。三菱東京UFJ銀行につきましては、県下63市町村の内、51市町村が指定をいたしております。

それから平成20年度における取り扱いの金額でございますけれども、現在予測をしておりますところでは、5,000億円程度という風に想定をいたしております。

それから手数料につきましては、手数料、現在手数料は0ということで契約をいたしているものでございます。以上でございます。

○議長(夏目忠男) 木全議員。

○16番(木全昭子) 第2質問をお願いをさせていただきます。今の説明の中でですね、UFJの受け取る手数料について、0だということなんですが、これは平成20年以降、毎年というように理解していいのかわかるということですね。それであるならば、指定金融機関になるに当たって、UFJについて、どういうメリットがあるのか、もっと他に契約条件があるのかわかるかを、お聞かせをください。

○議長(夏目忠男) 総務課長。

○総務課長(鈴木茂彦) 手数料につきましては、無料ということでございます。指定金融機関になりますメリットでございますけれども、指定を得られることによりまして、金融機関としての格式あるいは信用力が表示できる、それから資金を受け入れることによりまして資金益、こういったものが考えられるかと存じます。

○議長(夏目忠男) 木全議員。

○16番(木全昭子) 仮にこのUFJから、お金を借り受けることがあった場合ですね、その時の利率について、それについての話し合いはされているんでしょうか。今現在は、そういう見通しはないというようなんですけども。

○議長(夏目忠男) 総務課長。

○総務課長(鈴木茂彦) 三菱東京UFJから借り入れをする場合でございますけれども、そういった必要が生じた場合には、そのつどつどの交渉になるということでございます。

○議長(夏目忠男) 通告のございました質疑は、以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

お諮りいたします。

承認第2号を承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

引き続きまして、日程第15、承認第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の管理及び執行を愛知県に委託することについての専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(有海正幸) 承認第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の管理及び執行を愛知県に委託することについての専決処分に関し承認を求めることについて」、提案理由のご説明を申し上げます。先ほどに引き続きまして資料の9ページをご覧ください。

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、規約を定めて公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務を愛知県に委託するものでございます。

内容といたしましては、広域連合が、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務を愛知県に委託することのほか、委託事務を処理する場合の経費の負担については、広域連合が負担する内容となっております。

説明は以上でございます。

○議長(夏目忠男) 承認第3号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

お諮りいたします。

承認第3号を承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決定をいたします。

次に、日程第16、承認第4号「平成18年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(有海正幸) 承認第4号「平成18年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の専決処分に関し承認を求めることについて」、提案理由のご説明を申し上げます。

197ページをご覧ください。

平成18年度予算につきましては、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ300万円となります。

内容といたしましては、平成19年3月20日から3月31日までの12日間に広域連合の運営上必要となる、職員人件費及び派遣市町村への人件費負担金等の経常的経費の必

要見込額を措置したものでございます。

なお、歳入といたしましては、広域連合規約に基づく市町村からの負担金を計上しております。

説明は以上でございます。

○議長（夏目忠男） 承認第4号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

お諮りいたします。

承認第4号を承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

次に、日程第17、承認第5号「平成19年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（有海正幸） 承認第5号「平成19年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算の専決処分に関し承認を求めることについて」、提案理由のご説明を申し上げます。

213ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度暫定予算につきましては、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ8億561万1,000円となります。

224ページ及び225ページをご覧ください。

歳出の主な理由といたしましては、平成19年4月から6月までの3か月間、広域連合の運営上必要となる、職員人件費等経常的経費、また、年度当初に契約が必要な広域連合例規集整備委託料、ホームページ保守・更新委託料、財務会計システム保守委託料等の委託料及び電算システムの構築に係る経費の必要見込額を措置したものでございます。

222ページ及び223ページをご覧ください。

歳入の主な内容といたしましては、分担金及び負担金として、広域連合規約に基づく市町村からの負担金7億7,560万9,000円を、それから国庫支出金として広域連合電算処理システムのネットワーク等に係る老人医療費適正化推進費補助金3,000万円を計上いたしております。

説明は以上でございます。

○議長（夏目忠男） これから質疑を行います。

16番、木全昭子議員から通告がありましたので、質疑を許します。

○16番（木全昭子） はい、議長。

○議長（夏目忠男） 16番、木全昭子議員。

○16番（木全昭子） 承認第5号、ページ217ページのところの暫定予算説明書の中ですね、ページ数としては、ページ225、2款1項に電算システム開発として7億9,295万円のシステム開発が書かれておりますが、県下63自治体のシステム開発とのかかわりは、どのようになっているのかという点と、また、各自治体の後期高齢者医療保険

制度の導入に当たっての総予算を連合としては、どう把握しているのかお聞かせください。また、今回のシステム開発について、どこでやるのか合わせてお聞かせください。以上です。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） お答えいたします。システム整備の広域連合と県下市町村との関係でございますけれども、広域連合の後期高齢者医療に関する基本のシステムにつきましては、広域連合それから市町村の窓口のシステム、これを合わせて広域連合で整備をすることにいたしております。このシステムにつきましては、市町村が従来からもっております国保、あるいは住民基本台帳、介護保険、税等々のシステムと関連がございまして、そちらの従来からもっておりますシステムにつきましては、市町村が予算を計上して整備をする、という関係になっております。県内の市町村がこれらに要する経費の総体というものは、私どもでは、把握をいたしておりません。この後期高齢者の電算システムの開発業者でございますけれども、西日本電信電話株式会社名古屋支店に決定をいたしております。以上でございます。

○議長（夏目忠男） 木全議員。

○16番（木全昭子） 第2質問を行います。各自治体が持っているシステムの開始については、各自治体がやることであって、総枠としては、連合としては把握をしていないということなんです、私たちが全体を見るときにですね、この後期高齢者医療保険制度で、果たしてどれだけのお金が必要なのかというのが、全体像がわからないわけですね。それぞれの各自治体の持ち出し分については、わかるわけですが、ぜひまた後日、これについては各自治体から資料を取り寄せて、把握をしていただきたいというように思います。それからですね、今回のシステム開発については、NTTの西日本ということなんです、どのような経過の中で、このNTT西日本ということに決められたのかということですね。それから、これからの維持管理費などのメンテナンスには、どれくらいというように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。そこまでお願いします。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） まず、どのような経過で西日本電信電話株式会社に決まったかということですが、業者を決めるに当たりましては、プロポーザル方式を採用いたしました。プロポーザル方式で提案内容・実施体制・費用等、そういったものを総合評価をいたしました結果、NTTの西日本に決定をしたというものでございます。メンテナンスの費用経費でございますけれども、現在の見積もりとしましては、平成20年度で一年間、1億3,000万円程度を要するのではないかと予想をいたしております。以上でございます。

○議長（夏目忠男） 木全議員。

○16番（木全昭子） 今、業者を決めるにプロポーザル方式で、総合評価ということなんです、ヒアリングの時にも聞きましたが、このNTTデータと日立と、そしてこの今回決められたNTT西日本、この三社が入札に参加をした、その結果ということなんですけれども、今言われた総合評価というのでですね、たとえば、今、瀬戸の市長さんもお見えでありますけれども、瀬戸市は今年6月より談合防止ということで入札価格のほかに施行

計画や施行実績、また技術者の資格、社会貢献などという、技術評価点として数値化をして、それでもって総合的な点数で、入札業者の中で決めたということなんですけども、そういう点ですね、この今回NTT西日本に決定をされたとき、何を総合評価の項目としてあげられたのか、またこの、先ほど言いました入札に参加をされた三社の、それぞれの技術評価の数値は、どれぐらいであったのかをお聞かせください。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） 評価の内容でございますけれども、このプロポーザル方式を実施するに当たりましては、私ども事務局あるいは市町村の担当職員だけでは、なかなか評価ができづらいという状況がございましたので、三菱総合研究所に、この電算システム導入のためのコンサルティング委託契約というものを結びまして、この評価のこういった項目で、その項目についてどのような評価点を与えていくかと、いうことを私ども、あるいは、市町村を交えて、協議をして、評価の内容を形作ったということでございます。それから、三社の評価の結果がどうかと、いうことでございますけれども、本当に申し訳ございません。手元に評価の点数何点、というようなものがございませんので、この場でお答えをすることができません。以上でございます。

○議長（夏目忠男） 木全議員。

○16番（木全昭子） 本来でいえば、ここでいうと予算が7億9,295万円という、たいへん大きな金額です。本来でいうと、こうやって入札で決められたということであれば、私たちの机の上にはですね、入札の結果というのは、公表っていうか、発表されなければならないことだというように思うんですね。だからそういう点で、私は、後日でもよろしいですので、ぜひ出していただきたいというように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） この契約の結果につきましては、これは平成19年度の予算で契約をさしていただいたものでございますので、19年度の決算の結果、監査委員の審査を受けまして、それを公表をさしていただくということをお願いをいたしたいと存じます。

○議長（夏目忠男） 通告のございました質疑は、以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

お諮りをいたします。

承認第5号を承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

日程第18、議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（有海正幸） 議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」、提案理由をご説明申し上げます。

赤色のインデックスの資料というところの11ページをお開きいただきたいと思います。

議案書、括弧、条例の制定等、括弧、趣旨説明書をご覧いただきたいと思います。

この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づきまして、広域連合における人事行政の運営等の状況の公表について、必要な事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（夏目忠男） 議案第1号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（有海正幸） 議案第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について」、提案理由をご説明申し上げます。

引き続きまして資料11ページの議案書、括弧、条例の制定等、趣旨説明書をご覧ください。

この条例は、地方自治法第203条の規定に基づきまして、議会の議員の報酬、費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものでございます。

報酬額につきましては、議長が、日額15,000円、副議長が、日額13,000円、議員は、日額10,000円と定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（夏目忠男） 議案第2号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（有海正幸） 議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について」、提案理由をご説明申し上げます。

引き続きまして資料11ページの議案書、括弧、条例の制定等、趣旨説明書をご覧ください。

この条例は、地方自治法第203条の規定に基づきまして、選挙管理委員等の非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償の額について、必要な事項を定めるものでございます。

報酬額につきましては、選挙管理委員、監査委員につきまして、日額7,000円、情報公開・個人情報保護審査会委員は、日額15,000円、と定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（夏目忠男） 議案第3号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第4号「平成19年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（有海正幸） 議案第4号の「平成19年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

239ページをご覧ください。

平成19年度予算につきましては、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ12億2,000万円となります。

第2条におきまして、一時借入金の限度額を5,000万円としています。

第3条は、歳出予算の流用ができる規定を定めるものであります。

初めに、歳出からご説明申し上げたいと存じます。

250ページ及び251ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、議会費でございますが、議会事務費として、議員の報酬、費用弁償等議会の開催及び運営に係る経費333万5,000円を計上しております。

総務管理費でございますが、広域連合の運営上必要となる、職員人件費等経常的経費や、市町村との電算システムネットワーク構築に係る経費に加えまして、平成20年度からの新たな後期高齢者医療制度の実施に向けての啓発事業、被保険者証の一斉交付や賦課決定通知書等の作成などに係る経費の必要額を見込み、各事業合計で12億1,439万4,000円を計上しております。

次に、選挙費でございますが、選挙管理委員会事務費として、選挙管理委員会の委員報酬、費用弁償及び開催に係る経費8万5,000円を計上しております。

監査委員費でございますが、監査委員事務費として、委員報酬、費用弁償及び監査実施に係る経費18万6,000円を計上しております。

252ページ及び253ページをご覧ください。

公債費でございますが、一時借入金の利子として100万円を計上しております。

予備費につきましては、当初予算で見込むことができなかった経費の支出に充用するための経費として100万円を計上しております。

次に、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、248ページ及び249ページをご覧くださいと思います。

まず、分担金及び負担金でございますが、市町村負担金として広域連合規約に基づく市町村からの負担金11億8,913万4,000円を計上しております。

次に、国庫支出金でございますが、広域連合電算処理システムのネットワーク等に係る老人医療費適正化推進費補助金3,000万円を計上しております。

繰越金でございますが、前年度繰越金として、平成18年度広域連合一般会計歳入歳出決算剰余金分として86万3,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

○議長（夏目忠男） これから質疑を行います。

16番、木全昭子議員と9番、長尾日出男議員と20番、加藤芳文議員から通告がありましたので、質疑を許しますが、2時間過ぎましたので、質疑の途中でありますので、15分間、休憩をさせていただきます。なお、4時15分開会をいたしますので、よろしくお願い致します。

（午後4時2分 休憩）

（午後4時15分 再開）

○議長（夏目忠男） 休憩前に続きまして会議を開きます。

16番、木全昭子議員の質疑を許します。

○16番（木全昭子） はい議長、16番、木全。

○議長（夏目忠男） 木全議員。

○16番（木全昭子） 第4号議案、19年度一般会計予算について、質問をさせていただきます。その前にですね、予算審議をするわけですので、先ほど承認5号で、答弁がありました入札結果については、決算時に公表をするということではありますが、予算を審議する上で、もう入札が決定をされて、議案として出されているんですから、きっちりと入札の結果は、出されるべきだというように意見を申し上げておきます。

まず、1点目に付いて、ページ240歳入2款1項、国庫補助金についてであります。3,000万円が書かれております。これはシステム構築サーバーールーム整備費補助金というようにあります。各自治体の負担をするシステム構築ってというのは、大変な金額になっているんですが、これに対しての国の補助があるのかをお聞かせください。また、後期高齢者医療保険制度の立ち上げの、18年19年度における国からの補助金等は、どんなものがあるのかをお聞かせください。2点目、各自治体でも19年度3月当初予算、システム改修等の予算が、上げられています。岡崎市では予算説明に、連合予算10億7,333万円のシステム処理開発の予算があり、均等割り10パーセント、高齢者率45パーセント、人口比率45パーセントで、岡崎市の負担金4,726万9,000円として説

明がありました。広域連合の今回の予算書を見ますと、19年度の予算は市町村負担金を11億8,913万4,000円というようにあります。この差額、1億1,600万円について、具体的に何々か、また、各自治体に対して負担金の増額、今後の対応をどのようにしていくのかをお聞かせください。3点目、歳出について伺います。1款、議会費、14節、100万2,000円について伺います。高齢者の保険料などで支払われる会場費であります。今回のメルパルクの料金は、いくらかをお聞かせください。また、今後の会議開催に当たっては、公共施設での開催を要望したいと思いますが、見解をお聞かせください。2款1項、説明欄、啓発費、9,224万4,000円について、具体的にどのような啓発を行われるのか、お聞かせください。以上です。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） お答え申し上げます。まず、一般会計の歳入、国庫補助金でございますけれども、国庫補助金3,000万円、これは広域連合が行いますサーバールームの構築それからネットワーク設定等に関する経費、それから広域連合の電算処理システムの修正に関する経費、これらを対象とします国庫補助でございます。その他の今年度の国庫補助というものは、現時点では予定をされておりません。昨年度につきましては、昨年度は広域連合の設立準備ということでございましたけれども、この設立準備のために国からは、1,000万円助成が出ております。

次に、議会の事務費でございますけれども、議会事務費の本日のメルパルクの使用料でございますが、現時点で約20万円を見込んでおります。今後の公共施設での開催をというお話でございますけれども、今後につきまして、できるかぎり公共の経費のかからない施設で検討をしてみたいという風に考えております。以上でございます。失礼いたしました。啓発費でございますけれども、啓発費の内容につきまして、具体的な内容は、これから市町村と検討をいたしてみたいと思いますが、予定といたしましては、ポスター、リーフレットそういったものを使いまして、効率的に被保険者の方々に広報をしてみたいという風に考えております。以上でございます。

○議長（夏目忠男） 木全議員。

○16番（木全昭子） 今の、ご答弁の中で、私が第2点目であげました、今回の19年度の予算、11億8,913万4,000円ですね、市町村負担金、これについて差額があるんですけれども、これについては、各自治体に対してはどのように対応されるのか、お聞かせいただきたいという風に思います。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） お答えいたします。市町村の負担金につきましては、広域連合規約で決めました、共通経費の負担割合、共通分が10パーセント、高齢者の人口割が45パーセント、人口割が45パーセント、ということで負担をお願いをするわけでございますが、昨年度お示しをいたしておりましたものとの差額ということになりますと、最終的に、この今年度の広域連合の経費がいくらになるか確定をいたしませんけれども、事前にお示しをしておいたものとの差額が生じた場合には、各市町村で補正等の手段を講じていただいて、ご負担を願うということになるかと存じます。以上でございます。

○議長（夏目忠男） 次に9番、長尾日出男議員の質疑を許します。

○9番（長尾日出男） 議長、9番、長尾です。

○議長（夏目忠男） 長尾議員。

○9番（長尾日出男） ちょっと余り時間もないようですので、はしょって説明させていただきます。私は、愛西市、弥富市、津島市を代表して津島からまいりました長尾と申します。質問事項はですね、木全議員と重複する部分がありますんで、2、3点お聞きしたいと思います。この制度はですね、やはり医療費がかかりすぎるということで、医療費をいかに抑えようかという部分のですね、予防医療をやることによって医療費を抑えようということとですね、それから、いわゆる事務手数料をですね、やはり広域でやってですね、本来ならば市町村63市町村ありますが、それが25名でスタートされるということですから、職員を減らしてやろうということの含みだと思えます。そういった意味でですね、いわゆる、餅より粉が高くなつては、何の意味もないという部分の中で、お尋ねしていきたいという風に思っております。先ほどから質問が出ておましてですね、いわゆる電算システムの費用でございますが、非常にこの7億9,000万円、ま8億ですね、これは安いのか高いのか、妥当なのかと言ったら、正直言ってさっぱりわからないというのが私の主張なんです。そこでですね、今回これを導入するに当たって、どれくらいのデータをですね、いわゆる初期にですね、処理をなさる方、それは手打ちでなさるのか、いわゆる、どういう形でやられるのかという部分でですね、その金額が妥当かどうか、ま、おおよそで見当をつけたいなということですね、ま、データ数が中に入るですね、項目等をですね、お聞きをしたいという風に思います。これが第1点ですね。それから、出先、各市町村でですね、いわゆる既存のシステムの変更というのをされるんですが、当市にもですね、実は見積が来ておまして、約3,700万円ほどきております。その中のですね、既存システムの変更料が600万ほど来とるんですが、ただし、私どもはですね、実はその、一箇所、ま、いろいろな電算会社がですね、処理をなさっていると思うんですが、私どもが調べますとですね、15の市町村がやはり一箇所でやってるんですね。ところが、一箇所のところはですね、一本のプログラムを書けばですね、15分の1で私は費用は済むと思うんです。ところが、一箇所しかやっていないところは、やっぱり1本のプログラムがかかると私は理解しておるんですが、そういった意味でですね、私どもがいわゆる、ある電算会社を使っているところですね、共同でですね、価格交渉ができないかと、こういうことを思うんですが、ただし、それをやったときに、こちらの広域連合の方にですね、ご迷惑がかかってはどうかということ、これ2点目にお尋ねをしたい、3点目にですね、そういう交渉はやめて頂戴よという話になりましたら、いわゆるシステム変更の結果でよろしいので、いわゆる全部開示していただきたい、そうしますと大体、あの市はこれくらい使つとる、うちはこうだよと、あのこうだという大体の概算の見積もりいづらか主だった見当がつかますので、開示はぜひともいただきたいと、この3点をお願いしたいという風に思いますので、ご答弁をお願いしたいです。よろしく申し上げます。

○事業課長（池野肇） 事業課長。

○議長（夏目忠男） 事業課長。

○事業課長（池野肇） システムに関しまして、3点のお尋ねをいただきました。まず、第1点目でございますが、電算システムの中に組み込む項目ということですが、基本的に

は75歳以上の高齢者及び65歳以上の障害者の方の、住民基本台帳情報、外国人登録情報、住登外登録情報、住民登録外の登録情報、老人保健情報、所得・課税情報等を提供いただき、運営することになります。それぞれの情報ごとに50から70項目程度の項目がございます。たとえば最初の住民基本台帳情報につきましては、個人区分コードですとか、個人番号・世帯番号・カナ氏名・カナ通称名・漢字氏名・漢字通称名等50項目が設定されているわけでありまして、初期の入力にあたりましては、各市町村からデータをいただきまして、磁気入力をする予定となっております。

第2点目の質問でございますが、基本的にシステムの変更の場合の費用負担について市町村システムについては、市町村での負担となるわけですが、そちらの方が共同でできるか、共同交渉ができるかどうかというお尋ねだったと思いますが、こちらについては、各市町村ごとに事情が異なりますので、市町村ごとの単独契約に、現在なっておるかと思えます。

3番目の質問といたしましては、情報に、各市町村の電算システム改修費等の情報についてということでございますが、こちらについては、広域連合で情報を収集し、各市町村へ提供することは可能であると考えております。以上でございます。

○議長（夏目忠男） 長尾議員。

○9番（長尾日出男） 共同で交渉しても迷惑はかからないですか、大丈夫ですか。

○議長（夏目忠男） 事業課長。

○事業課長（池野肇） 各市町村の判断になるかと思われます。

○9番（長尾日出男） わかりました。ありがとうございます。

○議長（夏目忠男） 次に加藤芳文議員の質疑を許します。

○20番（加藤芳文） 20番、加藤芳文。

○議長（夏目忠男） 20番、加藤議員。

○20番（加藤芳文） 木全議員と、長尾議員が質問しましたので、重複する部分がありますけれど、その部分はできるだけ削除して、質問させていただきます。まず、歳入分担金及び負担金のところに11億8,913万4,000円とあって、それが市町村の負担金だということなんですけれど、市町村の負担金というのは、共通経費に関して負担するわけなんですけれど、この共通経費の定義っていうものがあるのかどうか。文書でそういうものが定められているのかどうかを、まずお聞きします。あるとしたらどういうものでしょう。それとですね、国庫補助金が3,000万円ということなんですけれど、3,000万円という金額が、どのような経緯によって出たのか。どういった計算に基づいているのか、お伺いします。具体的にはですね、国としてシステム開発の費用が総額いくらあって、そのうちの3,000万円が、愛知県の連合にいくら、こういう風に答えていただきたい。それと電算システムの開発費が、7億9,295万円になっているんですけれど、契約が済んでいるということなんで、実際の契約金額は、いくらなのか。また、委託先については、西日本電信電話株式会社っていうことなんですけれど、この設計金額、7億何がしかの中の、この部分に大体どれくらい、この部分がどれくらいというのを答弁いただきたい。それとですね、委託先の選定は、プロポーザルということなんで、それは結構なんですけれど、システムの完成とそのシステムの稼動がいつごろを予定しているのか。その目途が

ついているのか。それと、国のシステムは、国保連合会を通し日立になったと聞いております。愛知県の広域連合は、西日本電信電話株式会社、三好町の場合ですと、富士通なんですけれど、こういったようにシステムの開発が、3つ異なったりした場合ですね、それぞれの連携がうまくいっているのかどうか。特に、広域連合の中にコンピューターのソフトに強い職員をですね、多数入れてチェックする必要があると思うんですけれど、その辺に対する職員の体制がどうなっているのか。また、国保のシステムが、最近トラブルをおこして、多重にお金を取りすぎた、あるいは、過少であった、こういったことがおきているわけなんですけれど、今回の後期高齢者の保険料に関しても、そういった可能性がおきないとは言い難い、で、そういった場合ですね、契約の中に損害賠償請求の権利を広域連合として確保しているのかお伺いします。

啓発費が、9, 224万4, 000円ですけれど、今後この制度にどのように、まあ、木全議員の質問とあれですけれど、どのような形で周知させるのか、そしてこの啓発費を具体的に何に使用するのか。そしてですね、資格管理費が、7, 064万2, 000円ありますけれど、後期高齢者の対象の人数をどのように予測しているか。そして、県内市町村対し、現在どのような資料の提出を求め収集しているか。資格管理費の使途と算出の根拠はどこにあるか。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） お答えをいたします。まず、市町村の共通経費、これがどのような経費か、文書に基づく取り決めはあるかというお尋ねでございます。市町村の共通経費につきましては、広域連合規約の別表第3におきまして、市町村の負担金について、共通経費、医療給付に要する経費、保険料その他の納付金その3種類、規定をされております。共通経費につきましては医療・保険に要する経費以外の一般的経費ということでございます。

次に、国庫補助金3, 000万円についてのお尋ねですが、国庫補助金3, 000万円の算定につきましては、まだ国から補助の要綱等、示されておられません。ですので、この予算に計上するに当たりまして、仮に補助対象経費が6, 000万円、補助率が2分の1ということで、仮定をいたしまして算出した金額となっております。

それから、電算システム関係でございますが、契約金額は、6億2, 874万円でございます。この内訳につきましては、私の後で、事業課長の方からお答えをさせていただきたいと存じます。次に、システムの完成、稼動の目途でございますけれども、稼動につきましては、10月以降、試験稼動を予定をいたしております。

次に、広域連合職員の、専門家が配置をされておるか、いうお尋ねでございますけれども、市町村におきまして電算業務の経験があった者2名を配置をいたしておりますが、これに加えまして、広域連合事務局への支援ですとか、あるいは市町村への情報提供などを、これらを業務内容とします「電算システム導入コンサルティング業務委託契約」、これを三菱総合研究所と締結をし、バックアップを得ているところでございます。

次に、電算システムでトラブルが生じた場合の対応でございますけれども、トラブルが生じた場合の損害補償について、契約におきましては契約が遅延をした場合の責任、それから納入物品に瑕疵があった場合の補償、こういったものの規定はいたしてございますけ

れども、それ以外のプログラムを原因とするトラブル、そういった場合の保障については、規定をいたしておりません。ですので、このようなケースが生じた場合には、業者との協議、あるいは訴訟といった方法により、解決を図ってまいることになろうと存じます。

次のお尋ねでございますが、啓発費でございます。啓発費につきましては、ポスター、リーフレット、などを使った広報を考えておりますが、さらに具体的な方法、時期等につきましては、今後市町村と調整を図ってまいりたいと思っております。

それから、後期高齢者の対象人数でございますけれども、平成20年4月スタート時におきまして、約62万人と予想をいたしております。それから、以上でございます。

失礼いたしました。市町村に対する資料提供でございますけれども、今後でございますが、老人保健の情報、あるいは住民基本台帳情報、外国人登録情報、課税情報、所得情報このような情報を収集をして参る予定をしております。以上でございます。事業課長のほうから、内訳についてお答えを申し上げます。

○議長（夏目忠男） 事業課長。

○事業課長（池野肇） 電算処理システムの費用の内訳についてでございます。大きく4つに分けて、金額がはじかれております。システムの関係でS I事業というものが、2億7,600万円、ハードウェアの費用が1億1,400万円、基本ソフトウェアの費用が2億2,800万円、ネットワーク接続関連費用というものが1,000万円、ということになります。以上です。

○議長（夏目忠男） 加藤議員。

○20番（加藤芳文） 共通経費のことについては、一般医療費の部分を除いた、残りが共通経費だよということなんですけど、そこら辺の境目というのが、かなりあいまいになると思うんですけど、やはり文書でこれとこれがこう、これとこれがこうという形で、分けておく必要があるんじゃないかなと、私思うんですけど、具体的には、たとえばどんな経費が共通経費なのかということですね。3,000万円の件に関しては、まだだということなんですけれど、国としてはですね、19年度予算が通っていると思うんですけど、システム開発に関する、各都道府県と広域連合に対する補助ってのは、総額というものは、広域連合として現在把握していないのですか。

損害賠償請求権の確保は、遅延あるいは瑕疵についてはやっているけれども、プログラムの不備に関してはやってない、ということなんですけれど、そういった契約っていうのは、愛知県の後期広域連合に限ったことなのか、他の都道府県の広域連合に関しても、そうなのかどうか。今回の国保の問題があったとしてもですね、こういった問題についても、同様の対応をきちっとしておいたほうが、愛知県の後期広域連合に無駄な出費を避けることができると思うんですけども、その辺できるもんかどうか。それとですね、資格管理費のところ、資格管理費の使途と算出の根拠は、どこにあるかということに対して、鈴木課長さんの、お答えがなかったと思うんですけど、そこらへんとシステムの費用の内訳のところ、S I費用というのが、ちょっと私、S I費用というものが、なんなのか分からないんでもう一度、説明いただきたいと思います。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） お答えを申し上げます。共通経費の具体的な内容は何か、というお尋ねでございますけれども、先ほど申しました医療給付等に要する経費以外のものということで、たとえば私共職員の人件費、それから電算のシステムも入りますし、この保険制度そのものを動かしていくために必要となる、事務的な一般的な経費という風に、非常に大雑把なご説明しか申し上げられませんが、ご了解をいただければと存じます。それから、国の予算総額でございますけれども、この予算、去年の時点におきまして、概算で、14億程度という予算が示されておりまして、そこからはじいてまいりますと、愛知県では基準額が6,000万円の3,000万円程度になろう、ということで計上をさせていただいたものでございます。今後、これが具体的に交付要綱等が示されてまいりますことと、いう風に考えております。

それからトラブルが起こった場合の保証の契約、他の広域連合等での状況はどうかと、いうお尋ねでございますけれども、この契約を結ぶときには、他の広域連合、あるいは、そういった県、市町村等の状況は、調査をいたしてございません。それから、資格管理費の内容、どのような内容かと、いうことでございますけれども、この資格管理費と申しますのは、制度のスタート前に、被保険者証など、証明書関係もございまして、これを、被保険者証等を作成をしまして、被保険者にお送りをするという経費でございます。以上でございます。それから、SI経費につきましては、事業課長から、お答えをいたします。

○議長（夏目忠男） 事業課長。

○事業課長（池野肇） SI事業について、お答えいたします。SIというのは、システム・インテグレーターというものの省略でございます。システムの企画に負担からプログラムの開発、必要なハードウェア・ソフトウェアの選定・導入、完成したシステムの保守管理までを総合的に行うための費用でございます。その内訳の中にはですね、システム設計費用、広域連合側システム構築費用、市町村側システム構築費用、外字対応費用、試験等費用、研修等費用、各種のものが含まれております。以上でございます。

○議長（夏目忠男） 加藤議員。

○20番（加藤芳文） 答弁いただきましたけれど、国の予算が14億円ということですね、都道府県の数が47だったと思うんですけど、単純に割るとだいたい、3,000万円ですけど、人口が愛知県多いということは、ぜんぜん考慮に入らないんですか。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） 国の予算、概算で示された金額が14億ということで、電算のシステム、各県が整備をしますと、愛知県の場合でも、ご了解をいただいておりますように、非常に巨額なものが必要となるにもかかわらず、国の助成は非常に少ない、ということでございますので、各県満額であろうという予想の元になりました。以上でございます。

○議長（夏目忠男） 通告のございました質疑は、以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

引き続き、日程第22、議案第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合と名古屋市との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めますが、会議の規則第8条によりまして、会議時間は午後5時までとなっておりますが、都合によりまして、あらかじめ延長することをご了解いただきたいと思います。

事務局から提案理由の説明を。

局長。

○事務局長（有海正幸） 議案第5号の「愛知県後期高齢者医療広域連合と名古屋市との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の制定について」、ご説明申し上げます。

257ページをご覧ください。

本議案は、地方公務員法第7条第4項の規定に基づきまして、規約を定めて公平委員会の事務を名古屋市に委託することにつきまして、ご議決をお願いするものでございます。

内容といたしましては、広域連合が、公平委員会の事務を名古屋市に委託することのほか、委託事務を処理する場合の経費の負担については、広域連合が負担する内容となっております。

説明は以上でございます。

○議長（夏目忠男） 議案第5号については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、本件は、原案のとおり可決されました。

引き続き、日程第23、議案第6号「愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（有海正幸） 議案第6号の愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について、ご説明申し上げます。

261ページをご覧ください。

本議案は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、「広域連合設立後速やかに、議会の議決を経て広域計画を作成しなければならない」と規定されております。その内容につきましては、広域計画の趣旨、広域計画の項目、広域連合及び構成市町村が行う事務及び広域計画の期間について策定したものでございます。期間といたしましては、平成23年度までとし、広域連合長が必要と認める場合は、随時改定を行うことといたしております。

説明は以上でございます。

○議長（夏目忠男） これから質疑を行います。

16番、木全昭子議員から通告がありましたので、質疑を許します。

16番、木全昭子議員。

○16番（木全昭子） 議案第6号、広域連合広域計画について、1点だけ質問させていただきます。4にあります、保健事業に関することでもあります。高齢者を対象とする医療保険制度ですから、予防の上でも保健事業が必要と考えられます。現状では、県下自治体の保健事業には、進んでいるところや遅れているところ、様々であります。後期高齢者は、後期高齢者医療保険制度導入によって、県下統一をした保健事業となるのでしょうか。あわせて、保健事業の実施をした場合に、財源についてもお聞かせください。また、国保や健保等は、健診などに補助制度があります。後期高齢者の健診などにも補助制度を設けられるのか、お聞かせください。以上です。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） お答えを申し上げます。保健事業につきましてですが、まず、保健事業の内容そのものを、どのような内容で行うのかにつきまして、現在、市町村と協議を重ねておるところでございますが、これ、お聞きのように、なかなか結論が出ないものでございますので、今後もしっかりと、調整を図ってまいりたいと思います。県下統一の内容となるのかと、いうお話でございますけれども、広域連合が行います保健事業につきましては、現在のところ県下統一という形で実施をするしかない、という状況でございます。それから、補助制度がどうかと、いうことでございますけれども、この保健事業について各被保険者に対します補助制度というのは、広域連合におきましては、予定をいたしておらないところでございます。以上でございます。

○議長（夏目忠男） 木全議員。

○16番（木全昭子） 今の答弁の中で、統一して保健事業をやるということなんですが、財政的には、どういう裏づけになるのかお聞かせいただきたいというように思います。保健事業について実施をすれば、基本的に私達が知るところでは、その財源を保険料で行うというようなのが、国の考えのように私は理解をしてるんですが、各自治体が住民の健康維持のために、今まで長い歴史の中で作り上げた保健事業です。今の答弁では、この75歳以上については、統一してやるから独自の補助制度は作らないというような答弁だったというふうに思うんですけど、私はやはり、自治体の独自の努力を認めるべきだと思うんですね。そういうことに対して、国に対して保健事業への補助金をつけるように求めるべきでありますし、その点で国の考え方と、そして連合の考え方、あらためて見解をもう一度求めておきます。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） まず、保健事業の財政の裏づけはどうかというお話でございますが、今、ご質問の中にごございましたように、現在、示されております法律の内容によりますと、保健事業の実施財源は、保険料であるということになっております。補助事業を実施をするということになりますと、広域連合におきまして、この補助事業を実施するに当たりましての財源というものが、ございませんもんですから、現時点では、補助事業の実施について、非常に難しいということでございます。最後に、保健事業の実施について

国に補助の要求をすべきではないかというお話でございますけれども、実は6月4日になりますが、愛知、岐阜、三重、静岡の4つの広域連合の連合長の連名によりまして、厚生労働省に対して、保健事業の実施に国庫助成を導入してくれ、という要望をいたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（夏目忠男） 木全議員。

○16番（木全昭子） 法としてはそうだというように思うんですね。財政危機の問題でも。ただですね、介護保険の導入に当たって、国は法の下では減免制度等は作ってはならないというのが、考え方でした。考えというか指導でした。私達が議会の中でやっても、国が言っているからできないというのが、答弁だったんですね。しかし、やはり実態の中から、介護保険の中でも保険料や利用料の減免制度が作られています。今、全国では、700を超える自治体がありますね。そういう点でいうと、この後期高齢者保険制度でも、今、先ほどからの質問の中でも、この問題が大変な保険料の負担になるということがね、もう明らかだというふうに思うんですね。そういう点で言えば、私は介護保険と同じように、法はあるにしても、やはり実態に合わせたようなこともできるのではないかなというように思います。で、今言っていたのは、私は一般質問の中で取り上げたいなと思ったんですが、今、6月4日に4つの県で国に対して意見書っていうんですか、要望書を出されたということなんですが、その要望書の項目についてお聞かせください。そして、あわせて、そういう要望書を出されたのであれば、連合名で出されたと思うんですが、私たち議員が、その国に対してどういうことをいっているかというか、わからないというのはね、大変まずいことだと思いますので、私は、本来、議員に対して、そういうものもきっちりと提示されるべきだというように思います。あわせてお願いします。

○議長（夏目忠男） 総務課長。

○総務課長（鈴木茂彦） お答えをいたします。まず、保健事業の独自の補助制度の件でございますけれども、やはり、現在の現状におきましては、広域連合で、その補助制度を実施する財源というものの見通しが立たない、ということがございますので、これにつきましては現在難しいということをご理解をいただきたいと思っております。

それから要望書の内容でございますけれども、3点ございまして、1点目は、この保健事業への国庫補助の導入というものでございますけれども、もう一点、これ保険料を、保険料率などを定めるためには、国の政令あるいは省令というものが、非常に細かく、いろんな要件を定めてまいります。この、政令・省令を国は当初、4月に出すといっておったものが、まだ正式なものが出ておりませんので、非常に都道府県は困っておる、と、こういった政令・省令等の必要な情報を、できるかぎり早く出してくれ、という要望をしたのが一点、それからもう一点は、PRに関するものでございますけれども、PRについては広域連合それから市町村、それから国、都道府県それぞれが実施をいたしますけれども、国が実施をするPRの内容、こういったものを、きちんと早く示してくれという要望を3点いたしてございます。以上でございます。失礼いたしました。6月4日付けの要望書につきましては、また、皆様方のお手元にお配りをさせていただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（夏目忠男） 通告のございました質疑は、以上ですので、これで質疑を終わります。

す。

討論の通告はございませんでしたので、これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、「選挙管理委員及び補充員の選挙について」を行います。

選挙管理委員の選挙は、愛知県後期高齢者医療広域連合規約第15条第3項及び地方自治法第182条第2項の規定により、行うものでございます。

お諮りいたします。

選挙管理委員及び補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

本日配布いたしました「選挙管理委員会の委員・補充員候補者名簿」をご覧をいただきたいと存じます。

選挙管理委員の指名をいたします。

選挙管理委員には、高取隆吉氏、小寺洋夫氏、加藤友子氏、前田勝氏を指名をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人と決定をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、高取隆吉氏、小寺洋夫氏、加藤友子氏、前田勝氏が選挙管理委員に当選をされました。

次に、選挙管理委員の補充員の指名をいたします。

選挙管理委員の補充員につきましては、山本健司氏、三輪昌夫氏、小笠原欽一氏、京極信氏を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を選挙管理委員の補充員の当選人と決定し、

委員に欠員が生じた場合の補充員の順位は、ただいま指名をいたしました順序によって行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、山本健司氏、三輪昌夫氏、小笠原欽一氏、京極信氏が補充員に当選され、補充員の順位はただいま指名いたしました順序によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

3名の議員から一般質問の通告がございますので、これを日程に追加することにしたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第25一般質問を追加いたします。

順番に発言を許します。

32番、三輪芳裕議員の発言を許します。

○32番（三輪芳裕） 議長、32番、三輪芳裕。

○議長（夏目忠男） 32番、三輪議員。

○32番（三輪芳裕） お許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問をいたします。

医療制度改革により平成20年度から、75歳以上の高齢者を被保険者とする後期高齢者医療制度がスタートし、運営は財政基盤の安定化を図るため特別地方公共団体の広域連合が担うことになり、この3月20日に県下63全市町村が構成員となって設立された愛知県後期高齢者医療広域連合が、円滑な制度実施ができるように事業に取り組んでいるところであります。本県の後期高齢者医療制度の被保険者数は、先ほどもありましたが、約62万人と見込まれており、また、現在、新しい診療報酬体系が国で議論されていることから明言はできないものの、医療給付費総額だけでその財政規模は約5,000億円にのぼると聞き及んでおります。こうしたことを考えますと、広域連合が主体的に事業に取り組むことは当然であります。来年度から40歳から75歳未満の加入者に対して各医療保険者は特定健康診査・特定保健指導を実施することが義務付けされており、これらの実施効果が広域連合の保険財政の運営に大きな影響を与えることとなりますが、広域連合として各医療保険者に対して、これらの効果が上がるよう協力を求めていくことも必要であると考えますし、構成員であり後期高齢者医療制度の事務の一部を分担する市町村の役割も重要であります。

また、一方、広域連合の財政運営に対する県の役割は大きく、医療給付費については、対象者の医療給付費の12分の1を負担、保険基盤安定制度については、低所得者の保険料軽減分の4分の3を負担、財政安定化基金への拠出については、保険料の未納等に対応するため、国、県、広域連合が各3分の1を拠出することになっており、さらに、広域連合に対して支援を行うことができることから、愛知県の場合、広域連合事務局に職員2名を派遣し、その給与費の3分の1を負担しているところであります。

そこで、まず、広域連合が将来にわたって安定的な財政運営を行っていくためには、今後ますます県の財政支援が必要であると考えますが、広域連合としてどのように対処していくつもりなのかお尋ねいたします。

第2に、来年4月の円滑な制度移行を図るため、被保険者となる75歳以上の高齢者に対して単に制度変更の周知・PRを行うだけに留まらず、たとえば、従来の窓口での負担だけではなく、1割の保険料が徴収されることや、徴収に当たっては、年金からの特別徴収、天引きが導入されることなどについても、保険料の徴収は市町村の事務であるからといって、市町村任せにせず広域連合としても制度の周知やPRを行うなど積極的に役割を果たしていくべきだと思いますが、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

第3に、広域連合と市町村は、資格管理の面では、広域連合は資格の認定、被保険者証の発行を、市町村は、資格取得・喪失届等の受付、保険料の賦課・徴収の面では、広域連合は保険料率の決定、保険料の賦課決定、保険料の減免決定を、市町村は保険料の徴収、納入通知書の交付、保険料減免申請の受付、保険給付の面では、広域連合は医療費の審査・支払い、一部負担金の減免決定を、市町村は療養費申請の受付、一部負担金減免申請の受付などの事務を分担することになっているわけですが、それぞれが裏腹の関係にあり両者が綿密に連携、タイアップして事務事業を進めることが非常に重要であると考えますが、どのように対処していかれるのか、お伺いいたします。

最後に、現時点では保険料に関する国の政省令の基準が明確になっていないかもしれませんが、広域連合としても保険料条例の制定に向けて、この内容について精力的に検討していることと思います。

そこで、保険料の算定方法について、たとえば応益割、頭割、応能割、所得比例の割合、保険料率、保険料の賦課限度額について、どのように考えておられるのか。また、平均的な保険料の額はどの程度になると見込んでいるのか、あわせて保険料のあり方について広域連合として、国に対してどのような要請を行っているのか。さらに、保険料の賦課限度額について、従来の国民健康保険料は世帯単位で算定することになっておりましたが、後期高齢者医療制度では被保険者単位で算定することになっており、国の案では50万円と見込んでいるとも聞き及んでいるところであります。こうしたことからすると、現在の保険料よりも負担が増加する被保険者が出るのが予想されますが、広域連合として保険料の軽減制度についてどのように検討しているのか、事務局長の明快な答弁をお伺いし、第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（夏目忠男） 事務局長。

○事務局長（有海正幸） まず、後期高齢者医療制度の施行準備などに関しまして、4点お尋ねをいただきました。まずは、県の支援についてでございますが、ご承知のように、我が国では現在、国民皆保険制度に基づき、高い保健医療水準を維持してまいりました。

しかしながら、老人医療費を中心とする国民医療費が増大する中で、現制度では現役世代と高齢世代の負担の不公平が指摘されているところでございます。こうした中で、新たな高齢者医療制度を創設し負担を明確化して公平で分かりやすい制度とすることを柱とした制度改革が行われたところであります。

後期高齢者医療制度では、老人保健制度が市町村の運営であったことに対しまして、都

道府県単位での広域連合が運営主体となることから、財政的な負担が分散されることとなるものではないかと考えているところでございます。

後期高齢者医療制度に対する県の役割につきましては、法律上、県は広域連合又は市町村に対し、制度の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をするものとされ、また、医療給付、保険基盤安定制度、財政安定化基金などへの費用負担が義務づけられているところでございます。

広域連合の運営に係る経費につきましては、市町村の分賦金によって賄うこととされまして、県の負担は義務づけられておりませんが、現在、広域連合事務局への人的な派遣を受けており、この制度を安定的に運営するためにも、引き続き連携して取り組んで参りたいと考えているところでございます。

次の2点目でございますが、制度の周知についてのお尋ねでございます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上という年齢層の高い方を対象とした制度であり、円滑な制度運営を図るためには、いかに皆さんに正確に理解していただくかということが、非常に重要だと考えているところでございます。

したがいまして、ご指摘のありました保険料の徴収に関することも含めまして、ポスターの掲示や、できるだけ早い時期をとらえての被保険者に対する個別のリーフレットの送付、さらには各市町村への説明会への協力など、制度の周知には、市町村と連携しつつ万全を期してまいりたいと存じます。

次に、広域連合と市町村の事務の連携についてでございますが、後期高齢者医療制度は、保険料の徴収及び資格取得・喪失届の受付等の窓口に関する事務が市町村、保険料の賦課決定、保険料の減免決定、医療費の審査、支払等が広域連合ということで、被保険者の皆様にとって分かりにくい面もございます。

こうした中で、住民サービスを向上し、効率的な制度運営を図るためには、市町村との緊密な連携が非常に重要な課題となるわけでございます。

広域連合では、準備委員会の段階から市町村との打合せを行うとともに、事務局には制度を熟知した職員の派遣を受けるなど、県下市町村との連携を深めてまいりましたが、今後とも市町村職員の研修も含めまして、さらに綿密な協力、連携をとりながら、事務構築を進めてまいり所存でございます。

最後に、保険料の関係のについてでございますが、後期高齢者医療制度の保険料につきましては、政令で定める基準に従いまして、広域連合の条例で定めることとされております。

国の試算によりますと、年金の収入208万円の標準的な方は、月額6,200円程度とされておりますが、現段階では、政令等がまだ明らかにされておられませんので、具体的な保険料額については見込めない状況でございますのでご理解を賜りたいと存じます。

また、保険料の軽減制度につきましては、全国的なものとしては、低所得者に対して均等割額の7割、5割、2割を軽減する制度が、また被用者保険の被扶養者として保険料負担のなかった方につきましては加入から2年間、均等割額が半額になる制度があるものと聞き及んでおります。

本広域連合として独自に実施する、その他の減免制度につきましては、制度的に財源を

他の被保険者の保険料に求めることとされておりますことから、今後慎重に検討してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○32番（三輪芳裕） 議長。

○議長（夏目忠男） 三輪議員。

○32番（三輪芳裕） それぞれの質問にご答弁をいただきました。

新制度がスタートするまでに、もう残り9ヶ月を切りました。広域連合は被保険者に対する制度変更の周知・PRや保険料条例の制定など、多岐にわたる事務を、きわめて短期間で実施していかなければなりません。

そういった中で、各市町村との連携、調整をより強め、きめ細やかな広報や説明会などを市町村も開催していくべきであります。こうしたことに関しても市町村を包括する県の積極的な、主体的な行動や財政負担・財政支援が求められてしかるべきと考えます。

広域連合の設立は、市町村単位での運営では財政的な基盤が脆弱であるため、この広域的な事務処理を実施することで将来にわたって安定的な事務運営ができるようにすることも、その目的のひとつであったわけでありますので、広域連合として、県へ働きかけていく考えはないのか、重ねて事務局長にお尋ねいたします。

○議長（夏目忠男） 事務局長。

○事務局長（有海正幸） 県への働きかけにつきまして、再度のご質問いただきましたけれども、広域連合による事業運営が、将来にわたって安定的なものとなるために、ご指摘のとおり、県の様々な支援が不可欠であると考えております。

したがいまして、広域連合事務局への人的な派遣など、今後とも県との連携が強固なものとなるよう、働きかけてまいりたいと存じます。

○32番（三輪芳裕） 議長。

○議長（夏目忠男） 三輪議員。

○32番（三輪芳裕） 新しい制度が始まろうとしているときですので、被保険者の皆様が戸惑うことなく、しっかりと納得をしていただけるように、また、安心して制度の移行ができるように、とことん対応していただくよう要望いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（夏目忠男） 次に31番、わしの恵子議員の発言を許します。

○31番（わしの恵子） 議長、わしの恵子。

○議長（夏目忠男） わしの議員。

○31番（わしの恵子） 名古屋市会のわしの恵子でございます。通告に従い一般質問を行います。

第一に、後期高齢者医療制度についての県民への周知についてです。

いよいよ来年4月から老人保健法が廃止され、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が始まるわけですが、名古屋市では65歳以上の障害者と、75歳以上の市民合わせて、約20万8,000人が該当となります。そのうち社会保険加入者は、2万7,000人ですが、大半の方が、現在、扶養家族になっており、保険料の負担はありません。また、名古屋市の国保の75歳の独自減免により、保険料負担がない人は5万人です。この制度の発足によって7万7,000人近くもの方々が新たに保険料を取り立

てられることになり、大変深刻な問題となります。ところが現在のところ、重要なことは、ほとんど知らされておりません。

そんななかで、いま高齢者のみなさんから保険料はどのくらいになるのか、年金から天引きというが、これ以上年金受給額が減ったら生活できなくなる、これまでの医療制度とどこが変わるのか、等々、様々な疑問や不安が出されています。このままでは、制度が発足する来年4月になって、年金から医療保険が天引きされてびっくりされる方も出てくるのではと懸念するものです。

そこでお聞きします。これまでの老人保健制度と後期高齢者医療制度との大きな変更について、どのように周知徹底を図られるのでしょうか。

第2に保険料についてです。

保険料が決まるのは、11月議会と伺っていますが、後期高齢者医療制度では75歳以上の総医療費から患者負担分を除いた保険給付費のうち1割分を高齢者本人が保険料として支払うこととなります。厚生労働省の推計では平均して月額6,200円とされていますが、介護保険料との合計で約1万円が天引きされることとなります。

柳沢厚生労働大臣は、天引き額が年金額の2分の1を超えないように配慮する、と言っていますが、結局、2分の1まではむしりとる、という冷酷なものではないのか、しかも、保険料を払えない場合に無慈悲な仕打ちもあるのではないかと心配するものです。

従来、75歳以上の高齢者は、障害者や被爆者と同じく、保険料を滞納しても保険証をとりあげてはならない、とされてきました。ところが、後期高齢者医療制度では、保険料を滞納すれば高齢者でも容赦なしに保険証をとりあげ、短期保険証、資格証明書を発行すると聞いています。現在、国保では、高すぎる保険料が払えず保険証が取り上げられ必要な医療が受けられないという深刻な事態が出ており、それをやめさせることが緊急に求められています。にもかかわらず、高齢者医療にまで保険証の取り上げを拡大することは絶対許されないものとするものです。

地方自治体というのは、なによりも住民の健康、福祉を守るのが最大の仕事ではないでしょうか。高齢者の人権を守り、最高で最善の医療を提供すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

広域連合として、高すぎる保険料について、そして、払えない高齢者から保険証を取り上げることに對して、どのような認識をもっているのかお尋ねいたします。

第三に、保険料減免についてです。

年金が年額18万円未満の方は普通徴収となりますが、先ほども述べましたように、保険料の滞納者には保険証を発行せず、国保のように資格証明書を発行する厳しい仕組みになっています。65歳からの介護保険では、名古屋市では現在1万人が保険料滞納者となっています。保険料を払えない人には、減免制度の活用など迅速かつ、親身な対応が求められています。

そこでお伺いします。名古屋市の国保が、独自で行っている低所得者への方への75歳減免で10割減免の人は約5万人、3割減免の人は3万3千人いらっしゃいます。その方々が後期高齢者保険になっても、これまでどおりの減免を続けることが必要と考えるものです。市の負担額は約11億円ですが、それを後期高齢者医療制度に引き継ぐことができな

いものかと思いますがいかがでしょうか。

さらに、名古屋市の国保が行っている75歳の減免制度について、愛知県広域連合としても、新たな減免制度として、設けることを求めるものです。63市町村に責任を持つ広域連合が進んだ自治体の施策を学びあい、取り入れることが必要ではないでしょうか。そうすることによって広域連合としての本来の役割が果たせると思います。

以上で私の第一回目の質問を終わります。

○広域連合長（松原武久） 広域連合長。

○議長（夏目忠男） 広域連合長。

○広域連合長（松原武久） 後期高齢者医療制度への変更につきまして、大変大きな制度変更である、こういったことに関しまして、住民の皆様方の周知徹底について再度お尋ねをいただいたわけでございます。私は、このことを正確に理解していただくことが、きわめて大事である、こんな風に思っております。そういうことでございますので、先ほどから答弁いたしましたように、市町村と連携を取りながら、医療機関へのポスターの掲示、あるいは被保険者に対する個別のリーフレットの送付、各市町村での説明会の実施など、制度の周知徹底をきめ細かにやってまいりたい、こんな風に思っているところでございます。

続きまして、保険証の返還について、基本的な考え方を、お尋ねをいただきました。

高齢者の医療の確保に関する法律の第54条によりまして、特別の事情がなく保険料を一定期間滞納している被保険者に対しまして被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付するものと規定をされているところでございます。

資格証明書の交付要件等の詳細は、広域連合の保険では、まだはっきりしておりませんが、運用につきましては、今後の課題であると考えておりますが、この制度の趣旨は、保険料を納付する資力が十分ありながら、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方につきましては、被保険者間の負担の公平の観点からやむを得ず行う措置であると、こんな風に考えております。

最後に、保険料の減免につきまして、75歳減免制度の引継について、お尋ねをいただきました。後期高齢者医療制度におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条によりまして、原則として県内均一の保険料とすることとされております。国保におきましては、市町村が保険者であり、保険者ごとの減免制度を定めておりますが、後期高齢者医療制度におきましては、広域連合が県下統一の減免制度としなければなりません。特定の市だけ減免制度を採用するという事は、県下の被保険者間の公平を欠くこととなり実施できませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、75歳以上を要件とする減免につきましては、後期高齢者医療制度自体が75歳以上の方々を対象に運営される中で、一律に同じ年齢を要件とした減免は、制度になじまないものと考えておりますので、ご理解を賜りたい、こんな風に思います。以上でございます。

○31番（わしの恵子） 議長。

○議長（夏目忠男） わしの議員。

○31番（わしの恵子） 県民への周知徹底については、要望いたしたいと思っております。後期高齢者医療制度広域連合として、県下での対象者は約62万人と聞いています。お答え

もありました。今、多くの人、特にこれまで保険料を払わなくてもよかった人が、自分の保険料はどうなるのかと心配されています。生活設計を立てる必要があります。確かに保険料の決定は11月議会となっていますが、制度の変更や平均保険料など、現在もっている情報について、早急に知らせるべきだと思います。ポスターや個別へのリーフレット、市町村での説明会などとお答えをされましたが、これは直ちにやるべきと考えます。さらに、それぞれの自治体にも後期高齢者医療についての身近な相談窓口を設置するなど、十分な対応が図られるように要望します。

そして、保険証の取り上げについて、再質問いたします。

これまで、老人保健法のもとで、少なくとも老後における健康の保持と適切な医療の確保が保障されていたはずですが。被爆者医療、障害者医療、結核に対する医療等々は、資格証の対象からはずしてはいますが、なぜかといえば、いくらなんでもそういう人たちから保険証を取り上げてはいけないということから、保険証の取り上げの対象からはずしていたのです。老人保健医療もこれらの医療と同じ考え方をしていたからこそ、保険証の取り上げはされなかったのです。ところが、後期高齢者医療制度の創設によって、75歳以上の方からは保険証を取り上げる、これは重大な方針の変更といわざるを得ません。しかも、答弁では、保険料を納付する資力が十分ありながら、特段の事情もなく、長期間滞納している方を行う措置と言われましたけども、そもそも、月額1万5,000円未満の年金者に、保険料を納付する資力が十分あるとは、とても考えられません。

資格証明書の交付は、国の法律によるものだからとお答えされましたけども、資格証明書の交付要件等の運用については今後の課題だとも言われました。そうであるなら、愛知県の広域連合としては、運用で資格証明書の発行はできる限りしないように努めると答弁していただきたいと思います。再度お答えください。

次に、名古屋市の75歳以上の減免制度の引継、他の自治体での新設についてですけども、答弁の中で一律に同じ年齢を要件とした減免は、制度になじまないと言われました。しかし、この後期高齢者医療制度そのものが、75歳以上と一律に年齢で区切っているのではないのでしょうか。私は、名古屋市の国保について75歳以上の独自の減免制度を紹介させていただきました。この制度で10割減免を受けている人は約、先ほども言いましたけれども5万人です。75歳以上の国保の加入者は16万6千人ですので、約30パーセントの方が助かっているのです。そのような優れた制度を後期高齢者医療制度でも実施をすべきだと考えます。後期高齢者医療制度の中で、県下統一の減免制度を作れるわけですので、名古屋市の国保の優れた独自の減免制度に学ぶべきと申し上げているのです。たとえば、7割、5割の法定減額制度に、広域連合独自の減免で、低所得者への減免や所得激減に対する減免を行うなど、広域連合独自の減免制度を具体的に創設すべきと提案をさせていただきます。お答えいただきたいと思います。

○広域連合長（松原武久） 広域連合長。

○議長（夏目忠男） 広域連合長。

○広域連合長（松原武久） 資格証明書の発行につきまして、再度お尋ねいただいたわけですが、この制度の趣旨を踏まえながら運用について検討してまいりたいと、こんな風に思っております。

それから、私も名古屋市長という立場もあるわけですが、今は広域連合長としての立場で答弁をさせていただいておるんでありますが、名古屋市が現在行っている75歳以上の医療保険制度の問題を他の自治体にも広めるといような趣旨でのご発言だったと思いませんけれども、このことにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、75歳以上を要件として県下一律で行われるものと、こんな風に考えておりますので、現在、そのようなのを他の自治体に及ぼす、こういうことについては考えていないということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○31番（わしの恵子） 議長。

○議長（夏目忠男） わしの議員。

○31番（わしの恵子） お答えをいただきました。資格証明書の発行については、検討されるということなんですけれども、私は、後期高齢者医療制度のもとで、先ほども言いましたように、短期保険証や資格証を発行する、保険証を取り上げることは断じて許されないものであると思っています。75歳まで、がんばって税金も、社会保険料もきちんと納めてきて、社会のために貢献してきた高齢者に保険料を納められないからといって、被保険者間の負担の公平の観点を持ち出して、保険証を取り上げることは、どうしても納得できません。保険証を取り上げられたら、結局、お医者さんにかかれなくなって、命が奪われることになる、そんなことも出てまいります。命の尊厳にかかわる問題です。ですから、資格証明書の発行については、本当に行わないようにしていただきたいと思います。また、広域連合独自の減免制度について、早急に具体化していただきたいと思います。そのためにも、国の財政負担割合、引き上げていただきますように、国にしっかりと求めていただきたいと強く要望します。いずれにしても、愛知県広域連合が後期高齢者の命と健康を守って、充実した医療制度を確保するために、力を尽くしていただきますように、強く要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（夏目忠男） 次に、木全昭子議員の発言を許します。

○16番（木全昭子） 議長、16番、木全。

○議長（夏目忠男） 木全議員。

○16番（木全昭子） 先の質問と重複をすることもあろうかと思いますが、よろしくお願いたします。私は、幸田町、岡崎市の8選挙区選出の木全昭子です。よろしくお願いたします。政府は2006年、第164国会で成立させた、医療制度の改悪法によって高齢者は、窓口負担の増やリハビリの取り上げなどとともに、75歳以上等に対して後期高齢者医療保険制度をつくりました。後期高齢者医療保険制度は、住民の声が届きにくい、1ヶ月1万5,000円以上の年金からは、基本的に天引き、資格証明書、短期保険証の発行など、重大な問題点が多々あります。しかし、悪法も法です。作られた以上、この医療制度によって高齢者が、お医者さんに行けないというような、無保険者にならないように、また、無保険者を作ることのないように、広域連合に対して強く求めるものであります。それでは、通告に従いまして、質問してまいります。

第一の質問は、広域連合のあり方について伺います。県下63市町村議会があります。本連合の議員定数を34名とされました。各自治体の自主性や独立性を言うのであれば、最低自治体から1名の代表者を選出することで、そこに住む住民の意見を代表するもの

となるのではないのでしょうか。34名に決定をしたのは、どの機関なんのでしょうか。また、なぜ議員定数を県下全体から選出できるよう最低63名とされなかったのはなぜか、その理由と、また全国と同広域連合で、全自治体からの議員選出を行っているところはないのか、その実態についても合わせてお聞かせください。今回の議員選出に当たって、連合規約第8条において、議員の選挙の方法とありますが、それぞれの議会で議員に対して立候補できる保障が確保できていたかどうか、県下14選挙区、34名の議員選出について、公正で民主的な選出であったのか、選出実態をお聞かせください。また、議員選出に疑義のある場合に、連合として指導されるのかお聞かせください。

第2の質問として、広域連合として被保険者の声をどう集約していくのかについてお聞かせいただきます。先ほどの議案等の審議、また、今までの質疑等の中で、広域連合としての制度の周知については、一定理解いたしました。しかし、愛知県下63自治体全ての自治体から議員の選出をしているわけではありません。広域連合としてそれぞれの自治体が住民に制度の周知を具体的にどのようにしていく計画をしているのか、把握をして、全ての自治体で同規模程度の住民への周知や声の集約を図るべきです。岡崎市の3月議会では、自民党の代表質問において後期高齢者医療保険制度を住民へどう説明するのかという質問がありました。これに対して岡崎市では、市政だよりも載せたり、地域説明会など積極的に市民に対して広報活動を行なっていきたいと答弁をしています。広域連合の事務局としては、岡崎だけでなく各自治体が積極的に制度の説明や住民からの相談や質問に答える体制を作る、その手立てを援助すべきだということに思います。各自治体の制度の周知の動きなど、どのようにつかんでいるのかお聞かせください。

第3の質問は、保険料について伺います。

保険料の確定は、11月議会で行なうということですが、一番の関心ごとでもありますので、伺っておきます。

一点目は、現行の75歳以上の老健法では、保険料の徴収はありません。後期高齢者医療保険制度では、保険者からの拠出金が、5割から7割にされ、企業等の負担を減らし、その1割分を対象者、つまり高齢者から徴収するものであります。厚生労働省の現段階、だしている保険料の試算の資料によりますと、現役世代並みの年金を受けている人は、保険料が1ヶ月応益割3,100円、応能割3,100円の合計で、6,200円となっています。また、年間年金額79万円の基礎年金受給者が、応益のみで1ヶ月900円、自営業者と同居する人の場合、自営業者が年収390万円の場合、親が基礎年金79万円の場合には、応益のみだけで月3,100円、被用者の子供と同居する人は、子供が政管健保保険で、平均年収が390万円、親が基礎年金79万円の場合、応益割のみの月3,100円としています。高齢者控除の廃止などによって、高齢者の税負担が増えてきています。後期高齢者に対して具体的に、どれだけの保険料となるのか、また、各自治体における被保険者の保険料が、どのようになるのかを試算の段階でも提示すべきと考えます。見解をお聞かせください。

減免制度について、一点確認をしておきますが、法定減免といわれる7割、5割そして2割について、いずれも申請しなくても自動的に減免をされると理解をされているのかお聞かせください。2点目、資格証明書、短期保険証の発行状況、各自治体の国保によって様々

であります。一般会計からの繰り入れも同じように、自治体の努力がそれぞれ違います。広域連合としては、各自治体の実態について把握しているのか、発行状況と繰り入れ状況の一覧を、また、介護保険の保険料滞納者の状況についての資料を、本議会に提出を求めたいというように思います。いかがでしょうか。一点確認をしておきます。65歳以上の国保加入者で、仮に保険料を滞納した場合、保険証を短期資格証明書の発行をされている人が、現況いるのかお聞かせください。

第4質問について、厚生労働省の試算では、制度発足時の一人当たりの保険料は、年間6万1,000円ですが、2015年には、負担率が0.8パーセント増加をして10.8パーセントになり、一人当たりの保険料を年額8万5,000円になると推定しています。高齢者は医療費の窓口負担や介護保険料等が増加をして、生活が大変となってきていますが、先ほどの審議でも明らかなように、高齢者と各自治体に膨大な負担をさせる同制度を国は作っておきながら、国の負担分は、わずかであります。さらに高齢者の健康維持のために保健事業を推進をすれば、保険料に跳ね上がってしまいます。このような仕組みを作ったのは、国でもあります。国保等で行なってきた、老人健診などを実施をする予算が、国がきちんと財政的に見るべきであります。高齢者の負担軽減を求め、国に対して国庫負担割合の増額を求める意見書を同連合としても提出すべきであります。見解をお聞かせください。以上です。

○議長（夏目忠男） 事務局長。

○事務局長（有海正幸） まず、後期高齢者医療制度の保険料につきましてでございますが。失礼いたしました、まず、議員の選挙についてでございますが、全国47都道府県の広域連合のうち、議員定数が市町村数に満たない広域連合は、25団体ございます。

本広域連合は、できるだけ効率的な規模にすべきとの意見が県下市町村の多数を占めたため、議員定数は市町村数63の半分程度を目安といたしまして、各選挙区の規模を反映するよう共通経費負担金の構成比に基づき、各選挙区に割り振った結果34名といたしましたものでございます。

この議員定数の34名を含む広域連合規約につきましては、すでに63全ての市町村の議会において議決され、承認をいただいているところでございます。

なお、議員選挙についてでございますが、県下各市町村議会の議長さんあてに選挙の執行を依頼し、選出されたものでございます。

後期高齢者医療制度では、各種申請や届出などの窓口業務は市町村の事務となっております。被保険者のご意見やご要望などは窓口を通じてまずは市町村に寄せられることが多いものと存じます。広域連合といたしましては、市町村と密接なコミュニケーションを図る中で、寄せられたご意見を集約して参りたいと考えております。

次に、後期、保険料の試算段階での関係でございますが、後期高齢者医療制度の保険料につきましては、政令で定める基準に従って、広域連合の条例で定めることとされておりますが、現段階では、政令等がまだ明らかになっておりません。おらず、具体的な保険料額については見込めない状況でございますのでご理解を賜りたいと存じます。

それから、国保関連の各資料の、国保関連と介護保険関連の各種資料につきましては、保険料の決定にあたりまして、議会からの資料のお求めがある場合には、調査のうえでき

る限り提供してまいりたいと存じます。

それから、老人保健制度の対象者に対する証明書、資格証明書・短期保険証の発行の制度はございません。

最後に、国に対する国庫負担金の増額要望についてでございますが、去る6月4日に、愛知県、岐阜、三重、静岡の4県の広域連合が合同で、国に対して、保健事業の実施に係る国庫補助等の要望を行ったところでございます。今後につきましても、他県と連携を取りながら、必要に応じて要望を行ってまいりたいと考えております。

市町村の広報の関係でございますが、各市町村の行う広報につきましては、制度説明会や出前講座の実施、広報紙でのPR、リーフレットやポスターでの啓発が予定されていると聞いているところでございます。

○16番（木全昭子） はい。

○議長（夏目忠男） 木全議員。

○16番（木全昭子） まず、議員の選出の問題なんですけれども、連合規約第8条において、議員の選挙の方法っていうのが、書かれているわけですね。そういう点で、たとえば、5選挙区ですね、5の選挙区では、3市6町で2名選出をしています、3市で1名、6町で1名というように決められているようです。町の段階だけを見ますと任期が2年というようになっていくということなんです。1町で見れば、12年間で1名の議員選出ということなんです。これではほんとに住民の声は届かないというように思うんですけれども、選挙区内のこのような実態を、連合としては把握しているのかどうかについて、お聞かせいただきたいというように思います。またですね、先ほど最初に質問をいたしましたように、議員のほうで立候補したいというように、そういうことを保障するっていうんでしょうか、立候補の保障がね、きちっとされてきた、その結果なのかどうかについてもお聞かせをいただきたいというように思います。

それからですね、今あの、えーとですね議員選出の各自治体の数と、それから連合の議会の数字について、ご答弁がありました。今、県下自治体の中で自治体数以下の議員定数を決めているのが25団体というように、今、私は聞いたんですけども、47都道府県の中で25団体ということでしょうか。上限ではどのようになっているのか、具体的にお聞かせをいただきたいというように思います。

それから、被保険者の声をどう集約をしていくかということではありますが、これは、この法案を作られるときにですね、国会の中で参議院厚生労働委員会の中で、日本共産党の小池氏がですね、75歳以上にとって切実な保険料条例や減免規定が高齢者の実態からかけ離れるところで決められる懸念があるのではないかという、そういうのはまあ、厚生労働省に対して正したわけですね。これに対して、厚生労働省水田邦夫保険局長が、75歳以上の方々のご意見を踏まえて、運営をすべきことはそのとおり、何らかの形でそうした努力をしていきたいというように答弁をしているんですが、具体的に75歳以上の皆さんの声をどう集約していくのかっていうのが、ないというように思うんです。制度の情報を提供するっていうのは、今、ご答弁の中にあっただと思うんですが、その点について、声をどう集約していくのかっていうことについてお聞かせいただきたい。それからですね、もうひとつは、啓発の問題にもかかわるといえるように思うんですが、私のヒアリングの時

には、ヒアリングさしていただいた時には、この秋と来年の2回に分けて啓発をやりたい、っていうように言われたと思うんですね。その来年、今年の秋については、制度をお知らせをするっていうので、まあいいかなって思うんですが、来年の2回目の啓発についてはですね、まさにもう制度の実施の直前でもあります。これについて保険料の試算も含めて、どういう形のなるのかっていう部分については、出すべきだというように思うんですが、それについてお聞かせをいただきたいというように思います。

それから、保険料についてなんですが、今までの論議の中でも明らかになっている部分もありますので、広域連合の私たちの議員にですね、いろんな資料を提出をしていただきたいというように思うんですね。先ほどご答弁の中にもありました議会から提出があれば、本議会の議員にも、それぞれを提出してもいいというのが、資格証明書とか一般会計の繰り入れ、また介護保険の滞納者の資料についての質問でご答弁あったわけですが、私は、これらの資料をきちんと把握をする中で、今回の保険料をどうするのかいう選定もあるというように思うんですね。だからそういう点で、私は各自治体の議会から資料が提出をされればというような消極的な立場ではなくって、きちっと必要な資料については、連合の事務局がきちっと出して、それをそれぞれの自治体に対して提出を求めるべきだというように思いますが、どうでしょうか。それと合わせてですね、11月の保険料、もう確定に向けて動いていくわけですね。その保険料の確定に向けての具体的な作業を、どうしていくのかについてもお聞かせをください。それからですね、先ほどの質問の中にもあったわけなんですが、ほんとに滞納者に対しても機械的に短期保険証や資格証明書を発行するということは、本当にしていただきたいくないわけですね。なぜ、滞納にいたったかということも含めて、丁寧な相談や調査を行なうべきだというように思うんですけれども、具体的に保険証の発行に対してその体制や考え方を、もう一度改めてお聞かせをください。それとですね、保険料の問題でいいますと、介護保険については、所得ランクでそれぞれの自治体で5段階とか、6段階とかいろいろあると思うんですけれども、今回の後期高齢者医療保険制度については、この保険料については、所得ランク、私は必要だと思うんですけれども、具体的にはどうなるのかをお聞かせをいただきましたと思います。

それから、国に対する要望のところではありますが、先ほどご答弁をいただきました1, 2, 3っていう3つなんですが、この間の私の前のお二人の質問にもありましたように、減免制度の創設の問題や、それから保健事業の補助制度を作ること、こういう項目についても、きちんと国に対して要望の項目として、あげていただきたいというように思うんですけれども、改めてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（夏目忠男） 事務局長。

○事務局長（有海正幸） 広域連合議員のですね、選挙につきましてでございますが、選挙につきましては、広域連合において告示をするとともに市町村議会議長あてに議員の候補等、選挙の手续をお願いする通知をいたしております。それに基づきまして候補の届出をされており、適正に執行されていると考えているところでございます。先ほどの、25という云々ということでございますが、私がお答弁申し上げたのは、全国47都道府県の広域連合のうち議員定数が、市町村数に満たない広域連合は25団体である、いう風に、ご答弁を申し上げたものでございます。福岡県におきましての、77議員定数というのが、

全国で一番多かったように思っておりますが、それはただ議員の数ということでございます。

被保険者の声の集約関係でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、各種申請や届出などの窓口業務は市町村の事務となっており、被保険者のご意見やご要望などは窓口を通じてまずは市町村に寄せられることが多いものと存じます。広域連合といたしましては、市町村と密接なコミュニケーションを図る中で、寄せられたご意見等を集約して参りたいと考えております。

広報の関係でございますが、秋と来年の2月ごろというお話でございますが、もっと早くということでございますが、市町村と連携を持ち、ご相談、協議を申し上げながら実施をしていきたいと考えております。

資料の提出云々でございますが、今後保険料算定等、広域連合の事務作業を行なっていくうえで、他の制度による、そういう状況も把握しながら、進めていきたいと考えております。

それから、所得のランク付けが、っていうことなんですけど、所得ランクという位置づけは制度的に無いと承知しております。それから、市町村での資格証関係の丁寧な説明というような関係があると思います。が、当然ながら被保険者への丁寧な対応に心がけてまいりたいと考えております。

国の要望内容でございますが、他についてもということでございますが、また、今後も他県と連携をとりながら必要に応じて要望を行なってまいりたいと考えております。

○16番（木全昭子） はい。

○議長（夏目忠男） 木全議員。

○16番（木全昭子） 私も1回しかありませんので、私の質問が汲み取っていただけない部分があるなというふうには、答弁の中で思うわけですが、まず議員の定数の問題なんですけども、47都道府県の中で25の団体、25の広域連合が県下にあるそれぞれの自治体数よりも少ないということなんですけども、であればその反対の22の自治体が、県下の自治体数よりも多いということなんです。先ほど、福岡県が77議員定数があるといわれたんですが、福岡県の自治体数がいくつかっていうのが、今すぐわかりませんので、私はこれが妥当なのかどうかというの、今なんともいえないところなんですけども、先ほど言いましたように5の選挙区では、12年に1回しか議員を選ぶことができないわけですね。こういうことが、本当に関係者の人たちの声を集約することができるのかというのを、私は広域連合の事務局に対して質問をしたいというふうに思うんですね、そういう点でいえば私は、やはりきちんと、最低ですね、各自治体、63の自治体プラス人口比で対応すべきだというふうに思うんですね。そういう点で見ますと、たとえばこの近くの三重県の広域連合の規約を見ますと、県下自治体14市15町の29の自治体があるようですが、各自治体から1名の議員を選出をして、人口比で、これは市ですね、市のほうで大きな市だけでプラスをするという形で、総計36名なんです。29の自治体の中で36名の議員を選出してるんですね。だから、そういう点でいうと、私は、住民の声が届く議会にするのであれば、この議員定数の訂正、定数の改正については、すべきだというふうに考えるんです。もうひとつはですね、本来でいうと、議員の定数という

のは、ここに選出された議員が、これでいいかどうかということで論議をすべきではないかなというように思うんですが、広域連合については、この委員会、議会を別のところで決められておりますので、私はこの際、この定数の改正はすべきだというように考えますけども、今後の議員の定数のあり方についてお聞かせをいただきたいというように思います。

それからですね、被保険者の声を集約をする問題についてなんですが、私はね、この年2回やるという、これから秋と来年に向けてやる、これは早くというのは、もちろん早くしていただきたいということなんですけども、その中身をどうするかということについて、ご答弁いただきたいなというように思ったんですね。特に2回目については、制度実施が直前に迫っているわけですよ。そういう点でいうと、ある日突然、自分の年金の通帳を見たら、わからないお金が引かれていたということではね、大変なことだというように思うんですね。私は、だから、そういう点でも、特に2度目の啓発行為については、どうするのかという点について具体的な内容をもう少しお示しをいただきたいというように思います。

保険料の算定については、ご答弁はなかったんですけども、11月の保険料確定に向けて、具体的に作業をどうやっていくのか、その作業するに当たって、私は先ほど言われました、各自治体の状況を把握していきたいということを言われたんですが、それは私は議会事務局が把握をすることではなくって、私たちここにいる議員が、それぞれの各自治体の中で、たとえば短期保険証や資格証明書、また一般会計からの繰り入れ額はどうか、介護保険の滞納者がどうなっているのかという、全体を把握する中で保険料は、私たちが決めることだというように思うんですね。だから、事務局が把握をするのではなく、私たちに、きちんとした資料の提出を早期にしていきたいというように思います。

私は、これで終わりになりますので、それぞれについてご答弁をいただきたいというように思いますけれど、今回の議会の議案等の質疑また一般質問で、三人がやりました。こういう中で、明らかになってきたことは、本当に、この後期高齢者医療保険制度というのが、高齢者に大きな負担を押し付けるものであるということなんです。保険証の発行がされなくて、医療を受けることができないというような、そういうことが決して無いように、この愛知県の広域連合、一致をしてやっていかなければならないというように思うんですが、ぜひ先ほど来からお話をしておりますように、国への補助金を増額をさせる要求やそれから減免制度の創設、こういう問題について、ぜひ47都道府県の中で連合が作られていますので、今回、国への要望書は4つの連合だということなんですけども、私は47の連合で、きちっと関係者の意見を集約をする中で、国に対して制度の改善を求めていくべきだというように意見を申し上げときます。以上です。

○議長（夏目忠男） 事務局長。

○事務局長（有海正幸） この広域連合、愛知県後期広域連合の議員定数につきましては、定数34名ということですが、この定数を含む広域連合規約につきましては、すでに63すべての市町村議会において議決され、承認いただいているところだということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、PRの時期のことではなく、内容ということですが、これにつつま

しても市町村とご相談申し上げ、その内容を決めていきたいと考えておるところでございます。

それから、保険料等の算定作業でございますけれども、政令に定める基準に従って広域連合の条例で定めることになっております。現段階では、政令がまだ明らかになっておりませんが、具体的な保険料額については、見込めない状況です、ということでございますが、示され次第、鋭意、算定について努力をしていきたい、という風に考えております。

○16番（木全昭子） 具体的な作業は、示されないんですか。

（「進行」の声あり）

○議長（夏目忠男） これで、一般質問を終わります。

お諮りいたします。本定例会において決議されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定によりまして、その整理を議長に委任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件について、その条項、字句その他の整理については、これを議長に委任することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の案件については、すべて終了をいたしました。

広域連合長から閉会のごあいさつをお願いいたします。

○広域連合長（松原武久） 広域連合長。

○議長（夏目忠男） 広域連合長。

（広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（松原武久） 愛知県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方、本当に本日は長時間、ご熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

今回の定例会におきましては、広域連合が事務を進めていく上で当面必要な多数の案件につきましてご審議いただき、いずれも原案どおりご議決あるいはご承認を賜りましたことを、まずもって、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

ここに成立をみました予算、条例に基づきまして、後期高齢者医療の事務を円滑に進めるとともに、来年4月の制度開始に向けた準備に万全を期する所存でございますので、皆様方におかれましては引き続き格段のご指導、ご協力をお願いを申し上げます。なお、審議の過程でいただきました意見等につきましては、真摯に対応してまいりたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○議長（夏目忠男） これをもちまして、平成19年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会をいたします。（拍手）

午後5時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 澤 豊

議長 夏目忠男

署名議員 稲山善彦

署名議員 ビアンキ アンソニー